

令和5年度版 人権教育研修資料

# なくそう差別 築こう明るい社会

## 同和問題 基礎資料



鹿児島県教育委員会

## はじめに

同和問題（部落問題）は人権問題の重要な柱であり、その解決に向けて正しく理解し、認識を深めることが重要です。これまで部落差別をなくす教育としての中核を担ってきた同和教育は、子どもとの深い関わりや、差別を許さない仲間づくりを大切にしてきました。いじめや不登校などの今日的課題においても、これらの取組を更に充実させることで、その解決が一層図られるものと考えます。

同和問題（部落問題）については、歴史の研究も進展し、その研究成果が教科書の記述にも反映されています。また、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、差別のない社会の実現をめざすために教育や啓発の充実に努めることが明記されました。これらのことと踏まえ、学校においては、同和問題（部落問題）に関する指導の内容、方法等を工夫し、充実を図ることが大切です。

本資料は、同和問題（部落問題）に関する基本的認識、歴史、指導の在り方について整理したもので、子ども一人一人が自ら差別をなくす実践的な行動力を身に付けられるよう、各種研修会等や授業づくりにおいて本資料を積極的に活用してください。

## 目 次

<b>1 同和問題（部落問題）に関する基本的認識</b>	1
(1) 同和問題（部落問題）とは	
(2) 同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経過	
(3) 同和問題（部落差別）の現状と課題	
(4) 県内の現状	2
(5) 同和対策審議会答申について	4
(6) 同和問題の解決に向けた	7
(7) 同和教育の推進に向けた	9
<b>2 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）</b>	10
<b>3 社会科の教科書記述に基づいた同和問題（部落問題）に関する学習</b>	11
(1) 歴史・公民の学習全体を見通して	
(2) 学びの視点を明確にした授業構成を	12
(3) 学習内容を自分の生き方につなぐために	15
(4) 同和問題（部落問題）に関する学習において大切にしたいこと	16
<b>4 同和問題（部落問題）の歴史と授業のポイント</b>	17
<b>5 同和問題（部落問題）と進路保障</b>	25
(1) 一人一人の自己実現のために～進路保障とは～	
(2) 「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ	26
(3) 進路保障に係る学習指導例	28
<b>◇ 人の世に熱あれ、人間に光あれ</b>	30
<b>◇ 人権が尊重される社会の実現をめざして</b>	33

※本資料は引用した文献等により「同和問題（部落差別）」と表記している箇所があります。

# 1 同和問題（部落問題）に関する基本的認識

## （1）同和問題（部落問題）とは

同和問題（部落問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的・社会的・文化的に厳しい環境を強いられ、今なお日常生活で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法によって保障される基本的人権を侵害する重大な社会問題です。

被差別部落（同和地区）に生まれてきたという理由で、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての尊厳を傷つけられるなどの差別を受けている現実が今でもあります。

部落差別は、被差別部落（同和地区）があるから存在しているのではありません。部落差別をする私（たち）がいるから、被差別部落（同和地区）があるのだということです。



また、同和問題を考える時、同和対策審議会答申前文にも示されている、次の三点の基本的な認識を十分に踏まえることが極めて重要です。

- 1 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。
- 2 同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- 3 同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

※「同和対策審議会答申（前文から要約）」

## （2）同和問題（部落差別）の解決に向けたこれまでの経過

昭和40（1965）年に出された同和対策審議会答申によって同和問題の解決のための具体策が示され、国は地方公共団体と共に、昭和44（1969）年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の環境に対する物的な基盤整備が行われ、周辺地区との格差は大きく改善されましたが、心理的な差別をはじめ、様々な差別の課題が残っています。

## （3）同和問題（部落差別）の現状と課題

国は、同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が今なお起きているとして、以下のような事例を挙げています。

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <input type="radio"/> 結婚・就職等における差別 | <input type="radio"/> 差別落書き等（インターネット上の情報） |
| <input type="radio"/> 身元調査等        | <input type="radio"/> えせ同和行為              |

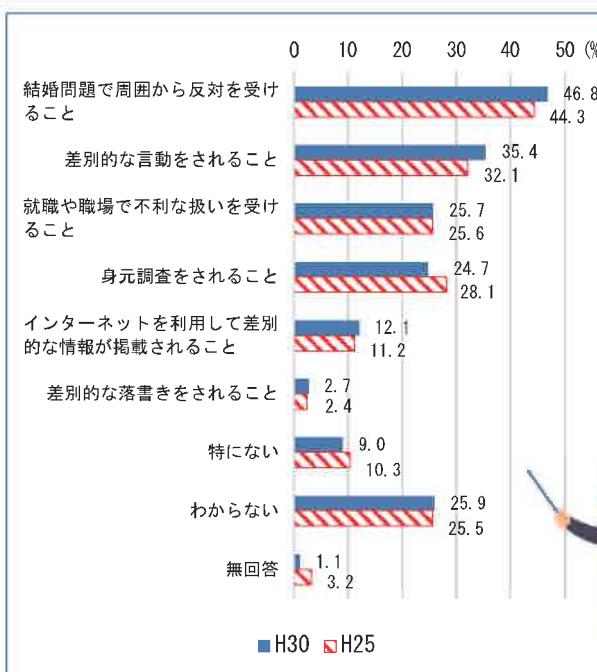
インターネット上で不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事象が発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除することが難しいため、大きな問題となっています。

## (4) 県内の現状

### ア 人権についての県民意識調査から

平成30年度に実施した「人権についての県民意識調査」における、「同和問題（部落差別）」についての調査結果では、次のように示されています。

「同和問題（部落差別）」に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



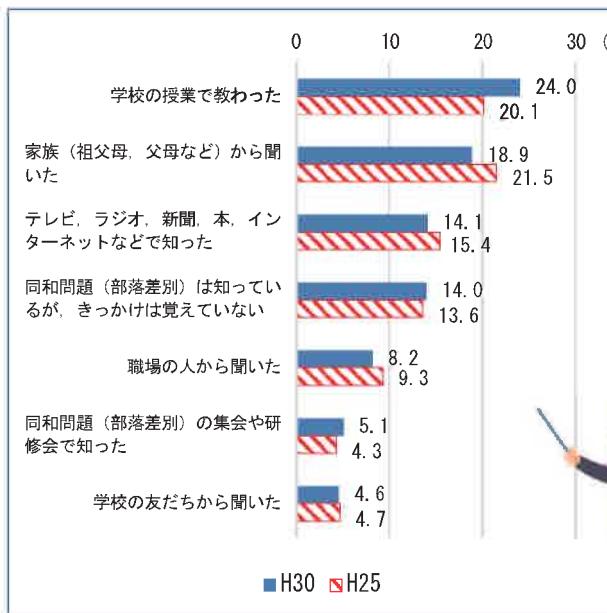
「結婚問題で周囲から反対を受けること」の割合が最も高くなっています。「人権についての県民意識調査報告書」（以下、報告書）では、30歳代以上でその回答の割合が高いことが示されています。また、「特になし」、「わからない」と約3割が回答しています。

「人権教育に関する教職員の意識調査」結果では、次の順で回答の割合が高くなっています。

- ① 差別的な言動をすること
- ② インターネットを利用して差別的な情報を掲載すること
- ③ 結婚に周囲が反対すること

この調査結果から、「部落差別の解消の推進に関する法律」に「現在もなお部落差別が存在する」と明記されていることを踏まえ、同和問題（部落差別）についてのより一層の正しい理解と認識を深めていく必要があります。

「同和問題（部落差別）」について、初めて聞いたり、知ったりしたきっかけは何ですか。

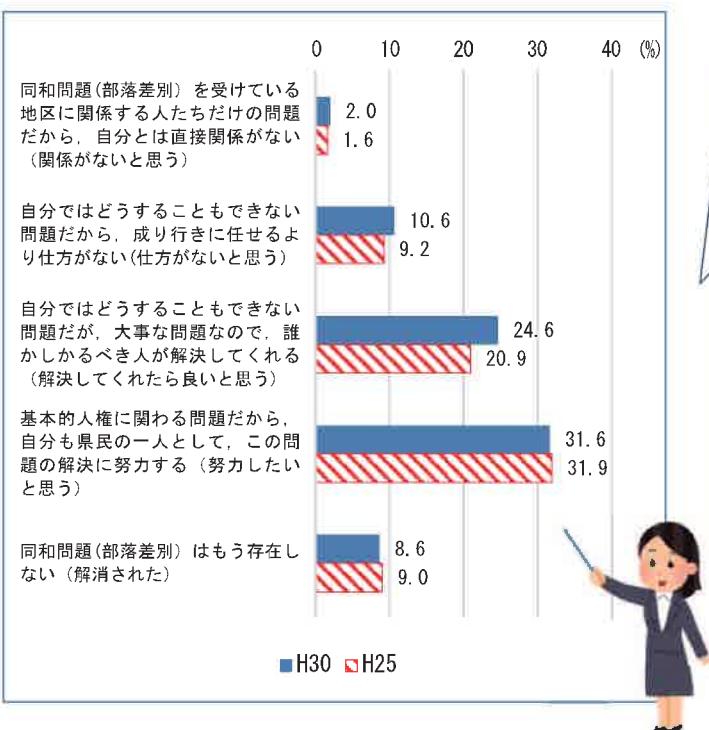


「同和問題（部落差別）」を初めて聞いたり、知ったりしたきっかけについては、前回の調査では、「家族（祖父母、父母など）から聞いた」の回答の割合が最も高かったですが、今回の調査では、「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっています。報告書では、年代別で比較すると、年代が若くなるほど「学校の授業で教わった」の割合が高くなる傾向にあることが示されています。

この調査結果から、学校における同和教育（部落差別の解消）に向けた啓発や取組などのより一層の推進が大切なことが分かります。

# 1 同和問題（部落問題）に関する基本的認識

「同和問題（部落差別）」の解決について、あなたはどう思いますか。

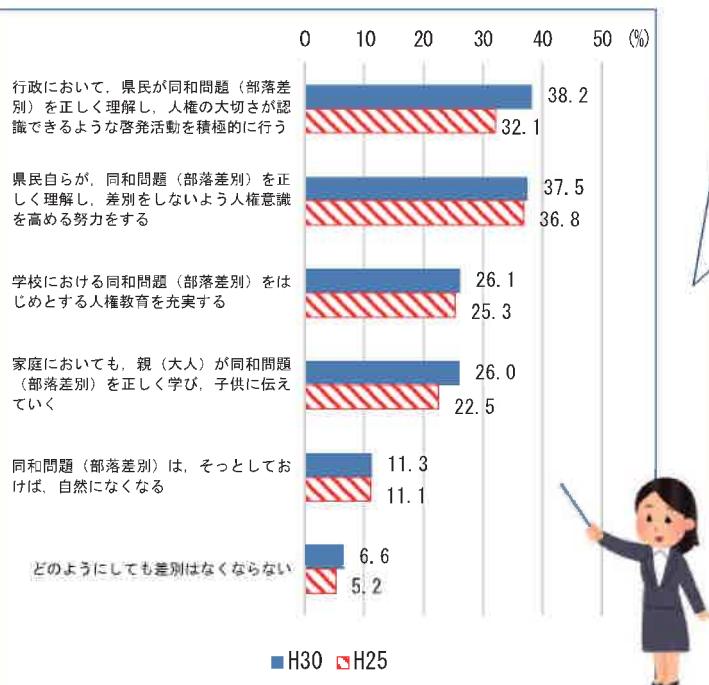


「知っている」「詳しくはないが知っている（聞いたことがある）」と回答した人の中で、「同和問題（部落差別）」の解決については、「基本的人権に関わる問題だから、自分も県民の一人として、この問題の解決に努力する（努力したいと思う）」の割合が最も高くなっています。

一方、報告書では、年代が上がるほど「同和問題（部落差別）はもう存在しない（解消された）」の割合が高くなっていることが示されています。

この調査結果から、同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として捉えられていない状況も見られます。更に、教育、啓発を推進していくことが重要です。

あなたは、「同和問題（部落差別）」を解決するには、どのようなことが大切だと思いますか。



「同和問題（部落差別）」を解決するために大切なことについては、「行政において、県民が同和問題（部落差別）を正しく理解し、人権の大切さが認識できるような啓発活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっています。

また、報告書では、30歳代以下で「学校における同和問題（部落差別）をはじめとする人権教育を充実する」の割合が高くなっていることが示されています。

この調査結果から、3割近くの県民が、「学校における同和問題（部落差別）をはじめとする人権教育を充実する」と回答しており、学校への期待の高さが伺えます。

## イ 実際の差別の状況

行政や様々な人権団体、学校等による人権啓発活動や学習活動、研修会などを通して同和問題（部落問題）への正しい認識を深めるための取組が進められていますが、部落差別事象や事件はなくなったわけではありません。本県では、偏見や差別により、次のようなことが起こっています。

- ・ 部落差別意識が原因で、結婚を反対された。
- ・ インターネット上に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。
- ・ 友人から、「お母さんから『あそこの人たちと遊んではいけない』と言われたので遊べない」と言われた。
- ・ 飛び出し注意の看板やロードミラーなどに、同和問題に関する極めて悪質で差別的な落書きがされていた。
- ・ 電話のやり取りの中で、在住の地区と名前を聞かれたので答えたところ、出自についての誹謗中傷を受けた。

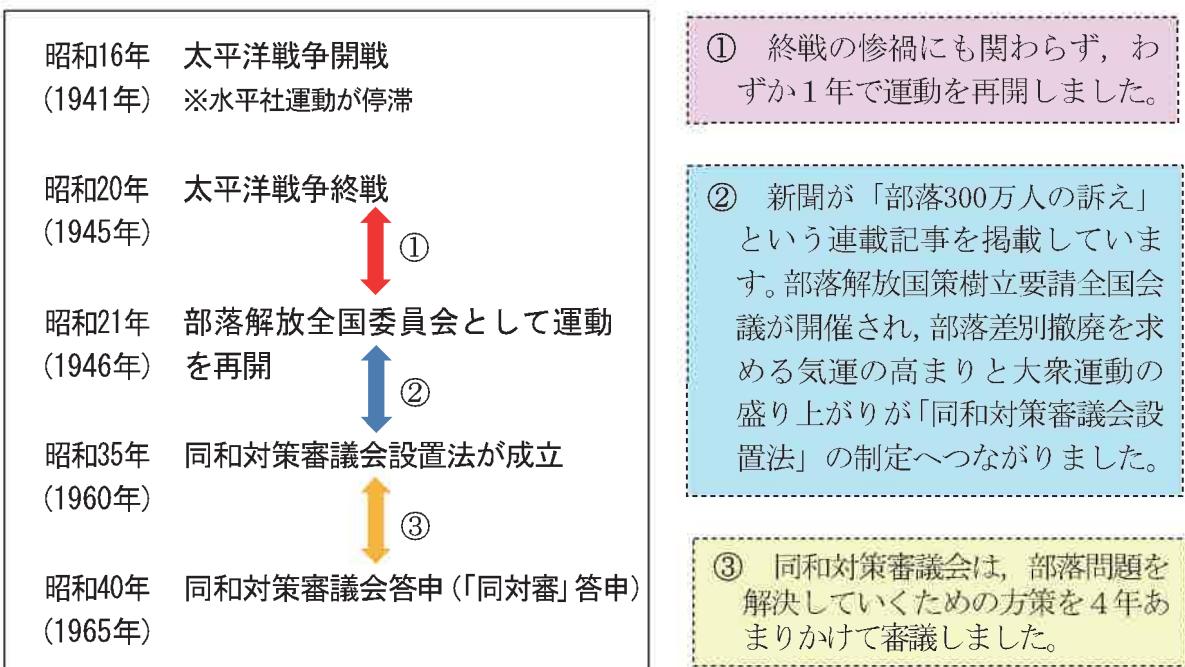
（鹿児島県ホームページから）

## (5) 同和対策審議会答申について

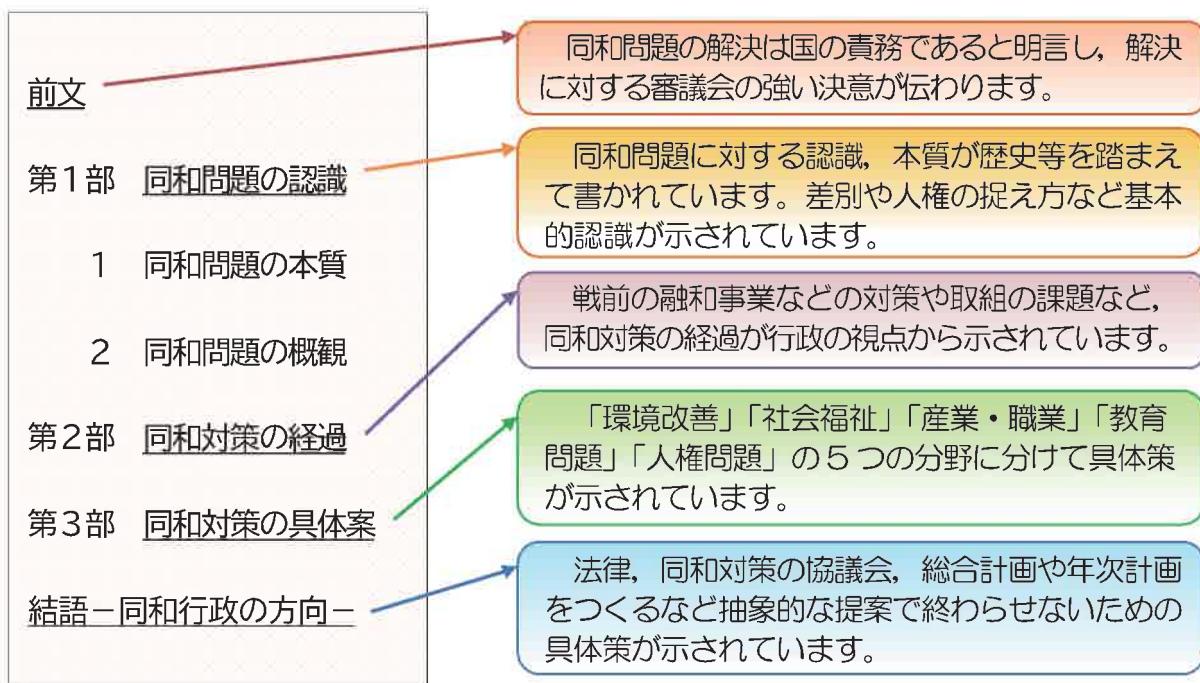
同和対策審議会答申とは、昭和36(1961)年、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について諮問を受け設置された審議会が、昭和40(1965)年8月11日に出した答申のことです。

### ア 同和対策審議会答申が出されるまでの動き

同和対策審議会答申は、決してすんなりと出されたわけではなく、提出されるまでには、様々な困難な状況がありました。その背景には、多くの人の努力と搖るぎない強い意思がありました。



## イ 同和対策審議会答申の内容



同和対策審議会答申を出すにあたり、同和対策審議会は、調査部会を設け、昭和38(1963)年1月1日現在の同和地区（被差別部落）に関する基礎調査を行い、差別実態の存在を検証しました。



同和対策審議会答申が出される前年の昭和39(1964)年は、新幹線が開通し、東京オリンピックが開催されました。そして、日本中が高度経済成長に湧いていました。そのような時に、同和対策審議会答申は、第一部の「同和問題の認識」において、「世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しない」と考えている。けれども、この問題の存在は、主觀を超えた客觀的事実に基づくものである」と断言しています。部落差別の存在を踏まえた上で、「何をするか」ということを明示しており、我が国において本答申が歴史的に果たした役割は大きいです。

今日において、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定された趣旨とも重なります。同和対策審議会答申の精神を生かした取組の一層の充実を図る必要があります。

## そっとしておけば・・・???

「同和対策審議会答申」には、「『寝た子をおこすな』式の考え方で、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともないといつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と述べられています。「寝た子をおこすな」という考え方で差別の問題をそっとしておいても、私たちの正しい理解と認識は深まっていかないばかりか、かえって社会の誤った認識や偏見により差別心が強められることがあります。

また、現に差別で苦しんでいる人たちに対して、声を上げることを許さず、なおも、我慢を強いることになり、差別を温存・助長することにつながってしまうこともあります。

差別をなくしていくためには、同和問題をはじめとする様々な人権問題について正しい理解と認識を育むための教育が重要です。

## ウ 同和対策審議会答申と同和教育

1950年代、「今日も机にあの子がいない」ということに胸を痛めた教職員たちは、子どもたちの長欠・不就学などの背景にあった部落差別の現実と出合っていきました。被差別部落に通い、子どもたちの暮らしに迫った教職員の「部落差別の現実を直視して取り組まなければならない」という思いから同和教育が産声を上げました。

同和教育は、「部落差別の現実に深く学ぶ」というテーマの下、被差別部落の子どもたちはもとより、被差別の状況にある子どもたちに寄り添う取組を学校内外で展開し、我が国における人権教育の先駆的役割を果たしています。

昭和34(1959)年度、当時の文部省の同和教育に関する施策は、研究指定校の指定、資料の作成配布に始まり、同和対策審議会答申後には一層進められることとなりました。

当時出された同和対策審議会答申には、次のような内容が示されていました。

### 第3部 同和対策の具体策

#### 4 教育問題に関する対策

##### (1) 基本の方針 (①, ③からの抜粋)

国は、部落差別をなくすために、どんな教育を進めようとしているのかな。



###### ① 同和教育についての基本的指導方針の確立の必要

同和対策としての同和教育に関しては遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし、戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも、戦後20年の今日、依然として恥すべき差別が日本の社会に厳として存在していることは反省されなければならない。

すなわち、憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行われるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。

同和地区に限定された特別な教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるという普遍的な教育の場において進めることや「教育の中立性」を保つことも示されています。



###### ③ 同和教育指導者の不足と充実

同和教育は、学校教育、社会教育、さらに家庭教育をふくめたすべての教育の場で進められる。そのさいとくに必要となるのは地区と一般地区の別を問わず、同和問題に関して深い認識と理解をもつ指導者の不足していることである。

同和教育が効果的に進められている地方は、この方面的教育に関心をもつ教員や指導者数に比例するともいえる。

学校教育で大切にしている取組など  
が示されていますね。



##### (2) 具体の方策

###### ① 学校教育（項目のみ掲載）

- I) 同和教育の目標、方法の明示
- II) 学力の向上措置
- III) 進路指導に関する措置
- IV) 保健、衛生に関する措置
- V) 同和地区児童生徒に対する就学、進学援助措置
- VI) 同和地区をもつ学校に対しては、教員配分について関係府県の教育委員会は特別の配慮をすること
- VII) 教職員の資質向上、優遇に関する措置
- VIII) 学校の施設、設備の整備に関する措置
- IX) 同和教育研究指定校に関する措置
- X) 同和教育研究団体等に対する助成措置

###### ② 社会教育

社会教育活動や社会教育組織の研修の充実、指導者の育成、同和地区集会所の設置など、社会教育の充実に資する内容が示されている。

## (6) 同和問題の解決に向けて

## ア 鹿児島県同和教育基本方針

県教育委員会は、同和問題の解決に果たす教育の役割を重視するとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和対策審議会答申に基づき、「鹿児島県同和教育基本方針」を昭和54(1979)年3月に制定しました。

現在においても、本基本方針を踏まえ、各学校や地域等の実情に即した人権同和教育の推進を図っています。

### 鹿児島県同和教育基本方針

日本国憲法は、生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重するとともに「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めている。

しかしながら、現実には長い封建社会の身分制度の中で形成された観念や意識がいまも残存して、心理的差別、実態的差別がなされてきた。このことは、何人にも保障されている基本的人権の侵害であるといわなければならない。

したがって、この問題の解決を図ることは、国及び地方公共団体の責務であり、県民一人一人の課題でもあるが、とりわけ人間形成に重要な役割を果たしている教育の場においては、重要視されなければならない。

同和教育は、同和問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった人間を育てることを、その基本としている。

鹿児島県教育委員会は、同和教育に対する責務を自覚し、同和教育を人権教育の重要な課題としてとらえ、次のような同和教育基本方針を定める。

1. 日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、国の同和対策審議会答申ならびに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨に基づき、すべての学校及び地域社会において、地域の実情に即した同和教育を推進する。
2. 学校教育においては、全職員が同和問題について正しい認識と理解を深め、法の下の平等の原則に基づき、基本的人権を尊重する教育を推進する。
3. 社会教育においては、すべての人々が同和問題について正しい認識と理解を深め、社会の中に残っている差別をなくし、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する教育を推進する。
4. 同和教育を積極的に推進するため、同和問題について正しい認識と理解を深め、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力のある指導者の育成に努める。

この方針の実施に当たっては、常に教育の中立性を守り、学校・家庭・社会の連携を図り、関係諸機関及び諸団体との連携を密にし、総合的に推進する。

現在、本県においては「人権教育は全ての教育の基本」という認識で、各学校や地域などで取組が進められていますが、これまでの同和教育が果たしてきた役割を再確認して、その成果や手法を生かした人権教育の更なる充実をめざしていくことが大切です。

## イ 鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）

平成30年に実施した意識調査の結果から、依然として同和問題（部落差別）についての正しい理解の普及と差別の解消には課題があり、学校における教育や広く県民を対象とした教育・啓発の拡充が一層必要であることが明らかになりました。

鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）では、本県における同和問題（部落差別）の解消に向けた課題として、次の点を示しています。

- ・ 学校や地域、企業・職場において、同和問題（部落差別）についての正しい理解の普及と差別・偏見の解消に向けた取組を推進する。
- ・ 就職・結婚等における偏見や差別を解消する。
- ・ インターネット等を利用した差別的情報が排除され、正しい情報が発信されるために、情報化に対応した早急な取組を行う。
- ・ 「えせ同和行為」を排除する。

こうした課題を踏まえ、鹿児島県人権教育・啓発基本計画（2次改定）では、学校における施策の基本方向として、次のように示しています。

児童生徒が同和問題（部落差別）を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。

また、部落差別解消推進法の中でも示されている同和問題（部落差別）に係るインターネット上の差別事象への対応については、次のように施策の基本方向を示しています。

- ・ インターネットを利用した差別情報等の掲載、結婚や就職等における差別、差別的落書き等の差別事象については、鹿児島地方法務局や市町村等関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切な解決を図ります。
- ・ インターネット上の差別事象への効果的な対応について、国や他府県とも連携し研究を行い、いくつかの自治体が実施しているインターネットモニタリングについては、県内市町村と連携した取組を推進します。

### 「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」

令和4年3月に「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。

条例の前文には、部落差別をはじめとする人権問題が依然として存在しており、さらにインターネット上の誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な問題が生じていることが示されています。

そのことを踏まえ、県民及び事業者の責務として、家庭、地域、学校等において人権に対する理解を深め、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与すること、また、差別のない社会づくりに向けた取組として、様々な場において連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進することが定められています。



## (7) 同和教育の推進に向けて

**Q 同和教育は、「被差別部落の子どもたちだけを対象にした教育」、「部落問題の解消のためだけの教育」という捉え方は正しいですか？**

**A 間違いです。**

確かに、同和教育は、被差別部落の子どもたちの生活実態に影を落とす部落差別の現実との向き合いが始まりです。しかしながら、1950年代以降の当時の文部省の研究指定校事業や各地で取り組まれた同和教育実践には、被差別部落の子どもだけでなく、子どもの貧困やいじめ、不登校に対峙した取組、障害がある子どもや在日外国人の子どもの就学保障など、被差別の状況にある様々な子どもたちを中心に据えたものがあります。

同和教育は、全ての子どもの育ちを保障し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消をめざした教育です。

**Q 同和教育、人権教育、人権同和教育がめざすものは、それぞれ何か違いがあるのでですか？**

**A 大きな違いはありません。**

戦後、同和教育が我が国の人権教育として産声を上げました。戦後の不安定な状況下では、一様に同和教育が広がったわけではありません。人権教育として進めてきた地域もあります。現在、文部科学省も「人権教育の指導方法等の在り方」などで人権教育の指針を示し、全国の人権教育の指導方法等の充実に向けた施策を行っています。

同和教育も人権教育も人権同和教育も差別をなくす教育であり、人権尊重の精神を醸成する教育です。したがって、「人権教育は全ての教育の基本」という認識の下、全ての学校で取り組まれなければいけません。

**Q 学校教育においては、被差別部落がない学校では部落問題学習などに取り組まなくてもいいのではないのでしょうか？**

**A 取り組まなければいけません。**

「部落差別は、被差別部落があるから存在しているのではなく、部落差別をする私（たち）がいるから、被差別部落がある」ということを再認識して、被差別部落がないとされる学校でも取組を充実させる必要があります。

部落問題学習は、被差別部落の子どもも含め、差別する側に立たない子どもを育てるための学習です。ですから、部落差別で言えば、校区に被差別部落がないとされていても、子どもたちや地域の人たちが部落問題について誤った認識をもたないよう理解を深めることができます。

さらに、部落問題学習を部落差別ののみならず、あらゆる差別を許さない生き方を学ぶ学習として捉え、その教育内容をより豊かなものにしていくことが大切です。



我が国の教育において、同和教育は、「差別の現実に学ぶ」という命題を掲げ、被差別の状況の側から教育内容を創造し、子どもの自己実現を支える実践の質を高めてきました。「部落差別の解消の推進に関する法律」の第5条に示されている「部落差別を解消するため、必要な教育と啓発の充実」を具現化するために、学校においては、児童生徒の実態等に即した人権同和教育の推進体制や指導計画の工夫、改善を行い、人権同和教育が教育活動に効果を発揮しているか点検、評価も行いましょう。

## 2 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

本法律の施行は、社会における根強い部落差別意識が現存することを意味しています。部落差別のない社会の実現をめざすために、教育や啓発の充実に努めることが重要です。

### 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号） 平成28年12月16日 公布・施行

#### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指して、行われなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### ○ 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成28年11月16日 衆議院法務委員会）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

#### ○ 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成28年12月8日 参議院法務委員会）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

#### 《ポイント1》

第一条の冒頭部分に、「この法律は、現在もなお部落差別が存在する」と示されており、憲政史上初めて、部落差別の存在が法律において認知されました。

#### 《ポイント2》

第一条は、「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されています。部落差別を許している社会の現実がある以上、そのような社会の変化を成し遂げることによって部落差別を解消することができることが明記されました。

#### 《ポイント3》

第五条に、「部落差別を解消するための教育・啓発活動を推進することが明記されました。

「人権についての県民意識調査」では、部落差別解消推進法について、「知らない」の割合が最も高く、次いで、「内容はよく知らないが、法律ができたことは知っている」となっています。また、「人権教育に関する教職員の意識調査」では、法律の理解について、約3割が「あまり理解していない」、「理解していない」と回答しています。このことからも、本法律に係る啓発のより一層の充実を図る必要があります。

### 3 社会科の教科書記述に基づいた同和問題（部落問題）に関する学習

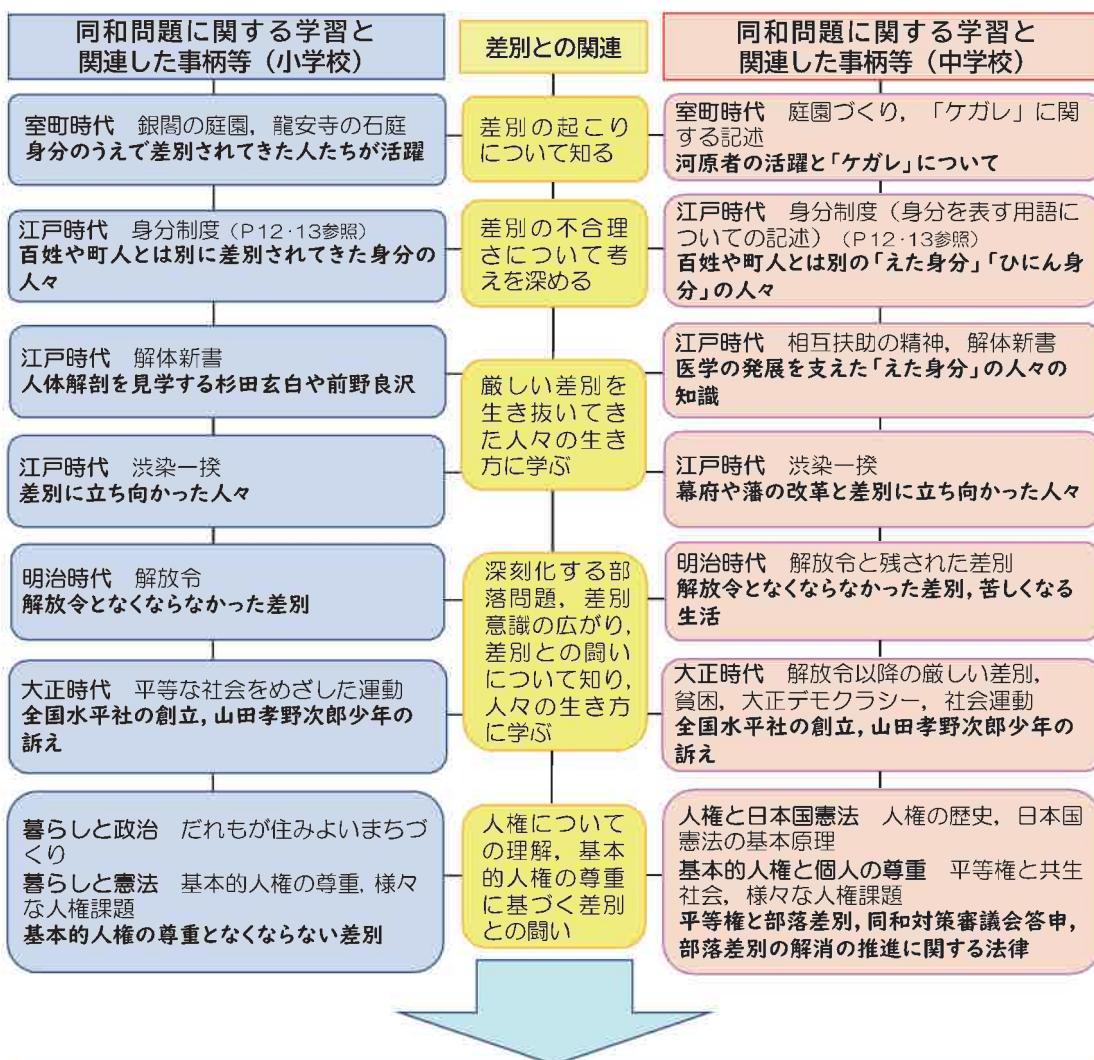
社会科教科書に記載されている同和問題に関する記述を基に、児童生徒の実態に応じて丁寧に学習を進めていくことは、児童生徒が同和問題について正しく理解することにつながります。また、厳しく差別されてきた人々の生き方から、差別を許さない態度や差別をなくしていくこととする行動力を育んでいくことにもつながります。

なお、授業の際には、差別を許さない生き方についての考えを深めるために、自分のことや学級の人間関係を見つめて考えられるような問い合わせをしていくことが大切です。校内研修や授業実践を通して、学校全体で同和問題に関する学習に取り組みましょう。

#### (1) 歴史・公民の学習全体を見通して

社会科学習では、歴史的な事実から、日本の歴史における貧富の差や身分の差、差別の起り、差別や偏見に負けない生き方などについて学びます。歴史を学習することは、これから自分たちの生き方を考え、未来を展望していくことにつながります。その際、教師が、歴史・公民の学習全体を見通して部落問題学習を進めることが重要です。また、小・中学校で学ぶ内容の関連について意識して取り組むことが大切です。

<小・中学校社会科における同和問題に関する学習の関連(県内で使用されている教科書から)>



## (2) 学びの視点を明確にした授業構成を

- 視点① 人々の生活を支え、文化の創造・継承に努めてきたことに気付く。
- 視点② 厳しく差別されてきた身分の人々への差別の不合理さについて考える。
- 視点③ 厳しく差別されてきた身分の人々が不合理な差別の中をどのような思いで生きてきたかを理解する。

### 【江戸時代の身分制度についての授業展開例】

#### ア 授業づくりに当たって

小・中学校ともに、通常の指導計画に1時間プラスして身分制度についての学習を深めます。指導に当たっては、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々の仕事や差別の様子について調べ、差別の不合理さを実感できるように展開を工夫します。その際、「人はなぜ差別するのか」「被差別身分の人たちが不合理な差別の中をどのような思いで生き抜いてきたか」等について話し合わせ、差別は許せないという心情を深め、被差別身分の人々の思いに共感できるように授業を構成することが大切です。

#### 【小学校】

具体物を活用し、ものづくりに焦点化した学習を通して差別の不合理さについて考える。

#### 【中学校】

資料から分かることを通して、制度化された差別について気付き、差別の不合理さについて考える。

#### イ 授業の展開例（概略） ◆主な学習活動 ○留意点

##### 【導入（小学校）】

- ◆ 太鼓演奏の映像や実物の太鼓を活用し、太鼓づくりと厳しく差別されてきた身分の人々のことを知り、本時の学習への意欲を高める。



##### 【学習課題】

百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々はどのような生活をしていたのだろうか。

- 室町時代の資料などから、厳しく差別されてきた身分の人々について理解させる。

##### 【導入（中学校）】

- ◆ 前時の身分制度の学習を振り返り、武士、百姓、町人の関係を確認し、厳しく差別されてきた身分の人々への差別はどうなっていったか予想させ学習への意欲を高める。

##### 【学習課題】

身分制度が確立する中で、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分（被差別身分）の人々への差別はどうなっていったのだろうか。

- 室町時代の学習を想起させ、差別が300年以上も続いていることに気付かせる。

#### 視点① 人々の生活を支え、文化の創造・継承に努めてきたことに気付く。

##### 【展開1（小学校）】

- ◆ 教科書記述を基に、厳しく差別されてきた身分の人々の仕事について調べる。
- ものづくり（太鼓）に焦点を絞って調べることで仕事のイメージが具体的に膨らむようになる。
- 実物や資料を通して、仕事と「ケガレ」の関係についても考えさせる。

##### 【展開1（中学校）】

- ◆ 教科書記述を基に、被差別身分の人々の仕事について調べる。
- 他の身分の仕事と関連付けながら、様々な仕事をしていたことに気付かせる。
- 被差別身分の人々が高い技術を基に、難しい仕事や危険な仕事などを担い、社会を支えていたことを押さええる。

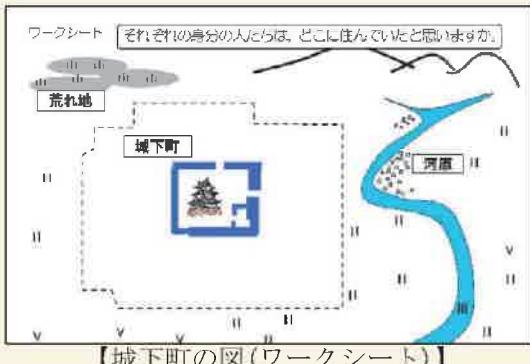
大切なことは、厳しく差別されてきた身分の人々の仕事が、高い技術をもって人々の生活を支えていたということです。当時、けがれると敬遠された仕事や、危険が伴う仕事などを担っていたことを押さえ、「これらの仕事をする人がいなかつたらどうだろうか。」などという発問から、人々の生活を支えていたことに気付かせます。



## 視点② 厳しく差別されてきた身分の人々への差別の不合理さについて考える。

## 【展開2（小学校）】

- ◆ 教科書記述を基にどのような差別を受けていたかを調べ、城下町の図の資料から差別の不合理さについて考える。



【城下町の図（ワークシート）】

武士…城の周り

町人…武士の住居の近く

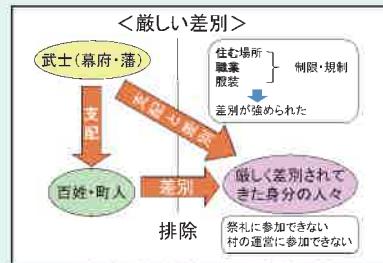
百姓…平野、田んぼの近く

差別されてきた人々…河原、荒れ地など

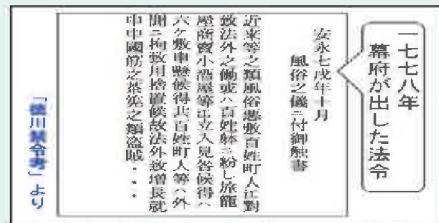
- それぞれの身分の人々が住んでいた場所について話し合い、住む場所においても、被差別身分の人々が厳しく差別されてきた不合理さや「人はなぜ差別するのか」について考えさせる。

## 【展開2（中学校）】

- ◆ 身分制度を関係図にまとめたり、資料を調べたりすることから江戸幕府の支配と差別の関係について調べ、差別の不合理さについて考える。



【身分制度の関係図】



【差別の制度化に気付かせる資料】

- 資料から、江戸時代の支配体制の下で差別が制度化され、江戸時代以前よりあった人々の差別意識が強められていったことに気付かせる。

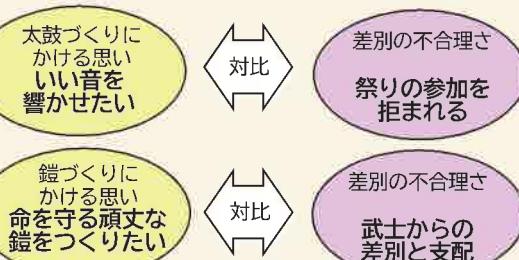
展開1の厳しく差別されてきた身分の人々の仕事が、高い技術をもって人々の生活を支えていたというところと、展開2で分かった厳しい差別の状況とを対比させながら、差別の不合理さについて考えさせます。



## 視点③ 厳しく差別されてきた身分の人々が不合理な差別の中をどのように思いで生きてきたかを理解する。

## 【終末（小学校）】

- ◆ 厳しく差別されてきた人々の思いや「人はなぜ差別するのか」について話し合う。



## 【学習のまとめ】

百姓や町人とは別に厳しく差別された人々は、技術を高め、様々な工夫をしながら仕事を行い、厳しい差別の中を生き抜いた。

## 【終末（中学校）】

- ◆ 資料を基に被差別身分の人々の思いや「人はなぜ差別するのか」について話し合う。

資料「誇りをもって生きる」  
～太鼓づくりにかける思い～

## 【学習のまとめ】

幕府や藩は、お触れなどにより、被差別身分の人々に対する様々な制限や規制を行った。このことは、被差別身分の人々への差別意識を強める働きをした。また、被差別身分の人々は不合理な差別の中を様々な仕事を担い生き抜いていった。

- 被差別身分呼称（賤称語）について、この用語が教科書に記述されるようになった思いを共有し、日常使う言葉ではないことを理解させる。（P16 参照）

学習後は、児童生徒に書かせた感想を基に本時の学習の受け止めを確認し、誤った認識等があれば、個別の指導や学び直しをして認識を改める機会をもちます。また、学習については家庭にも知らせ、学校の人権教育への理解を深めるようにします。



## 【小学校第6学年社会科 公民的分野から歴史的分野へつなぐオリエンテーションとしての授業展開例】

### ア 授業づくりに当たって

公民的分野（政治）から歴史的分野に入る際に、オリエンテーションとして、同和問題に関する学習内容を取り扱うことで、同和問題をはじめとする様々な人権問題が今も存在することや、歴史上、差別問題がどのようにして起こり、解決に向けて、どのような取組がなされてきたのかについて、興味・関心・意欲がもてるような授業を構成することが大切です。

識字学級（識字教室）の存在を知ることで、現在もある差別問題の現実や差別の不合理さに気付くとともに、これから学ぶ歴史学習では、社会全体の背景や動向と共に、様々な差別問題や権利獲得の歴史について学び、自分の生き方につなげていくことを理解する。【学びの視点②を中心に】

### イ 授業の展開例 ◆主な学習活動 ○留意点 ※資料①②③は本課HPに掲載

3  
社会科の教科標準に準じて  
同和問題について学ぶ  
こと

#### ◆ 本時の学習問題をつかむ。



旅行先で喉が渴いたので飲み物を飲みたくなりました。外国語で書かれた3本の瓶を見て、みなさんはどうな気持ちになりますか。※資料①



何と書いてあるか分からないので、どれを飲めばいいのか分かりません。日本語で書いてあつたらいいのになあと思います。

#### ○ 字が読めないことや言葉の意味が分からないことで不安になることを実感させ、教育を受ける権利が保障されたことで読み書きができることに気付かせる。



教科書に「持続可能な開発目標（SDGs）に示された17項目の目標」が載っています。この中のゴール4には何と書いてありますか。



SDGsのゴール4には「質の高い教育をみんなに」と書いてあります。



「質の高い教育をみんなに」とあるということは、世界的に考えるとまだ質の高い教育が保障されていない人たちがたくさんいるということですね。では、日本では、質の高い教育がみんなに保障されているのでしょうか。

#### ○ 「教育を受ける権利」がどのように保障されるようになったのか、これまでの公民的分野での学びを歴史的分野に生かすためのオリエンテーションの時間であることを確認する。

めあて「どんな見方や考え方をもって歴史学習に取り組むことが大切なのだろうか。」

#### ◆ 資料「識字への思い」から気付いたことや感想を出し合う。※資料②



識字とは日常生活で用いられる文章を理解して読み書きができることです。

おばあちゃんと孫の会話から気付いたことや、もう少し知りたいことはありませんか。ワークシートに記入した後、チームで話し合ってまとめてみましょう。（ICT機器やホワイトボードにまとめ、後でみんなで共有する。）



（予想される子どもたちの気付きや感想）

- ・病院で初めて自分の名前を書いたということに驚きました。
- ・家の仕事で学校に行けなかったなんて、今では考えられない。
- ・識字学級というものがあることを初めて知りました。
- ・60歳から字の練習をしたなんて、すごいなと思いました。
- ・なぜ学校でいじめられたんだろうと思いました。
- ・差別があったから学校に行けなかっただんだということが分かりました。



### 3 社会科の教科書記述に基づいた同和問題（部落問題）に関する学習

調べる・深める

- ◆ 自分たちの気付きや疑問を提示された学習カードで補完する。※資料③
- 「文字の読み書きができないとどうなるか。」という現実を自分たちの生活経験と重ねながら考えさせる。また、「識字学級とは何か。」という疑問を解消するために、識字学級が開設された経緯を捉えさせる。



差別によって学校に行けなかった人たちが奪われたものは何だと思いますか。

- ◆ 教科書を読み返し、差別をなくすために何が生まれたのかを確認する。

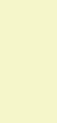


日本国憲法に示されている大事な言葉は何でしたか。

- 差別されてきた人々の思いや願いが日本国憲法の理念に結び付き、社会全体を変えていったことに気付かせる。



差別をなくしていくために様々な取組が行われてきました。  
ここで「めあて」にもどって、今日の授業を通して、「歴史を学ぶ理由が分かったぞ」とか「こんな見方や考え方をもって歴史を学ぶことが大切だな」とか自分の感じていることを書きましょう。



(予想される子どもたちのまとめ)

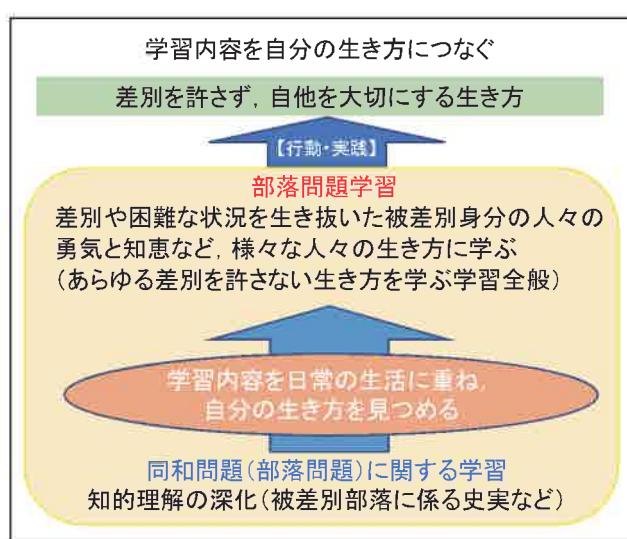
- ・過去のまちがいや過ちを繰り返さないために。
- ・差別をなくしていくために。
- ・自分の生き方を見つめて、よりよい未来をつくっていくために。
- ・大切な権利がどのようにして保障されるようになったかを知るために。

#### (3) 学習内容を自分の生き方につなぐために

同和問題（部落問題）に関する学習を通して、差別が起こるしくみや差別の不合理さについて学んだ子どもたちは、学習内容を日常の生活に重ねて考えることで、何が差別なのかに気付き、差別を許さない意識が高まっていきます。

あらゆる差別を許さない生き方を学ぶ学習については、社会科の学習の中だけで行うものではありません。様々な学習の機会を捉えて、子どもたちに「この教室に『おかしい』と感じることはないだろうか。」「人は、なぜ差別をするのだろうか。」と自分の生活に引き寄せる問い合わせを行い、身の回りの問題と重ねながら、自らの差別性などを見つめさせ、自己を大切にする生き方につなぐことが大切です。（P33 参照）

3  
社会科の教科書記述に基づいた  
同和問題（部落問題）に関する学習



#### (4) 同和問題（部落問題）に関する学習において大切にしたいこと

同和問題に関する学習においては、「差別の悲惨さ」のみが強調されることがないよう留意する必要があります。「厳しい差別の中をどう生きたのか」、「差別を乗り越える生き方とはどういうものなのか」など、生き方を学ぶ学習になるよう、以下の留意点を踏まえた授業づくりを行うことが肝要です。その際、一人一人が学習内容をどのように受け止めているかの把握も重要です。

##### ① 正しい歴史認識に基づいた学習を

被差別部落の歴史的起源に関する教科書の記述は、起源が近世（江戸時代）より前の時代にあることから「厳しく差別されてきた身分の人々」と表記されています。次に、「農・工・商」に身分上の上下関係はなかったこと、「えた」身分や「ひにん」身分は、武士や百姓、町人との身分関係において被差別身分であることを明確にするという意味で、「百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々」と記述されています。さらに、起源が近世以前ということで、幕府や藩がつくったとか、置いたという記述は、削除されています。

##### ② 学ぶべきは、「生きる勇気と知恵」に満たされた生き方

差別されてきた人々は、文字どおり厳しい差別の中を人間としての誇りを失わず、勇気と知恵を存分に働かせて生き抜いてきました。皮革製品や細工物等の製造などの産業や販売、庭園、石垣づくりなどの技術、能などの伝統芸能や医学等、また、警察の補助的な仕事にみられる治安等も担い、社会を支えました。このような文化の創造・継承等に努めてきた事実と併せて、それらの営みが差別につながることの不合理さを押さえることが大切です。また、このようにして差別の中で守り、高めてきたものが、現在、日本を代表する伝統工芸や伝統芸能として、世界に誇る日本文化の一端を担っているということにも気付かせたい事柄です。

なお、大切にしたいのは、技術を高め、認められる仕事をしたから「すごい」とする学習ではなく、そのことも含め、命を奪うほどの差別の中を生き抜いたという生き方を学ぶことです。

##### ③ 歴史教科書に記述される「被差別身分呼称」、そこに込められた意味

「えた」身分・「ひにん」身分という用語は、中学校や高等学校等の社会科の教科書に記述されています。この用語は、長い歴史の中で、「人を蔑む」言葉として使用されてきたという事実があること、そして、部落差別や偏見をなくすために、あえて、この用語が教科書に記述されるようになったことを十分認識して指導する必要があります。

したがって、この用語を差別や偏見をなくす目的以外で使うことは、その時点で差別したことになるということ、そして、今でもこの用語に深く傷つけられ、悔しい思いをしている人々がいるということを生徒に理解させることが大切です。なお、小学校の教科書には、具体的身分名を示していないことに十分留意する必要があります。

##### ④ 同和問題を「自分に引き寄せて」

同和問題に関する学習を充実させるには、一部の教職員や教科担任まかせの学習ではなく、全職員で取り組む必要があります。全校体制の下で、人権同和教育の全体計画や年間指導計画に基づいて、児童生徒の人権に関する知的的理解を深め、人権感覚を高めることが重要です。また、同和問題を学んだ児童生徒に、「昔の出来事」という捉え方で終わらせるのではなく、自分の生活や身の回りの問題と重ね合わせて考えさせることが大切です。そして、差別や偏見を許さず、なくしていくこうとする雰囲気づくり（仲間づくり）と関連付けることが極めて大切です。

言葉として正しく！

「今日は同和の会（人権同和の会）に参加した。」などと使用している場面に合うことがあります。「同和」が単独で使われたり、「人権同和」で区切られたりし、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。使用に当たっては、正確に「人権同和教育の会に参加した。」とか「同和問題」、「人権同和問題」など、当事者に寄り添い、言葉として正しく（省略形にしないで）使用することが重要です。

□ 「同和」という表現は、古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、「同胞諧和」という用語から生まれたものです。その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみ合わなければならないという発想に基づくものと言われています。

□ 昭和 16（1941）年 6 月に、「中央融和事業会」が「同和奉公会」と名称を改めてから、「同和」という語が用いられ、「同和事業」、「同和行政」などと言われるようになり、戦後になって「同和問題」、「同和地区」、「同和対策事業」など、行政上の用語として定着してきました。

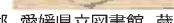
# 4 同和問題（部落問題）の歴史と授業のポイント

時代	支配・差別	教科書の内容で関連する部落史など
縄文時代	貧富の差がなく助け合う社会 身分の違い	<p>縄文時代の人々は、力を合わせて、狩りや漁をしたり、木の実などを採集したりして暮らしていました。気候が温暖になり、食料を安定して得られるようになると、人々は同じ場所に住み、ムラをつくって暮らすようになりました。人々は食料を共同で集めて蓄え、分け合い、ムラの指導者はいましたが、人々の間に貧富の差はまだありませんでした。人々は、厳しい自然の力を恐れながらもその恵みに感謝し、願いをかなえようと祭りやまじないを行いました。</p> <p>縄文時代は、貧富の差がなく、みんなで助け合う社会だったのですね。自分たちの学級と似ているところや似ていないところなどを考えてみましょう。</p> 
弥生時代	豪族・王・奴隸	<p>弥生時代、稲作によって食料の生産が増えて人々が蓄えをもつようになると、ムラの中に、貧富の差とともに身分の区別が生まれてきました。さらに、土地や水の利用をめぐる争いからムラどうしの戦いも起こり、力の強いムラが周辺のムラを従えて、やがてクニというまとまりを各地に形づくっていました。地域の支配者（豪族）は、王と呼ばれるようになりました。</p> <p>[卑弥呼のお墓には…] 魏志倭人伝に記された邪馬台国（一部要約）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下戸（民衆）が大人（有力者）と道で会うと、後ずさりして草むらに入り、話をするときには、ひざまずき両手を地につけて敬意を示す。</li> <li>卑弥呼が死ぬと、大きな墓が造られ、100人余りの奴隸が一緒に埋められた。死後においても、家来がいないと困るという理由からである。</li> </ul> <p>弥生時代は、米づくりとともに、争いが生まれ、権力による支配が始まっていますね。自分たちの学級での仲間づくりは、どうでしょうか。</p> 
古墳時代		<p>古墳は、その地域を支配していた豪族の墓で、古墳をつくるには、多くの人々が長い期間働かなければなりません。これは、古墳をつくらせた豪族が、大きな権力と富をもっていたことを示しています。5世紀になると、大和朝廷の支配はさらに広がり、九州から関東までの豪族を従えるようになりました。</p> <p>古墳時代は、豪族が権力の大きさを示すために巨大古墳を人々にくらせたのですね。この古墳をつくるために、どのくらいの数の人々が何年ほどかけて働かされたのでしょうか。</p> 
飛鳥時代		<p>8世紀の初めには、国を治めるための法律（律令）ができあがり、天皇を中心とした全国を支配するしくみが整えされました。人々は、租・調・庸といった税金を納めるとともに、役所を建てたり、都や九州を守る兵士の役を務めたりしました。皇族や中央の豪族には、役職に応じた給与が支払われ、貴族という特権的な身分が形づくられました。郡司にはその地方の豪族が任命され、国司の監督のもとで民衆を支配しました。こうして、全国を統一して支配する中央集権の国家が生まれました。</p> <p>飛鳥時代は、律令によって新しい政治のしくみが定まり、政治は天皇を中心に、貴族によって進められたのですね。様々な税や役などを負担することになった人々の生活はどうなっていったのでしょうか。</p> 

時代	支配・差別	教科書の内容で関連する部落史など
奈良時代	<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">農民</span>  <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">税</span>  <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">戸籍</span>  <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">賤民（奴婢）</span>  <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">良民</span> </p>	<p>律令国家ができると、人々は6年ごとに作られる戸籍に、良民と賤民という身分に分けられて登録されました。戸籍に登録された6歳以上の人々には、性別や身分に応じて口分田が与えられ、その人が死ぬと国に返すことになっていて、これを班田収受法と言います。200人ほどにすぎない貴族たちは、調・庸や兵役などが免除され、高い給料や多くの土地をあたえられ、これらの特権は、その子どもにも引き継がれました。その一方で、全人口の1割以内ですが、賤民の中でも特に奴婢（奴隸）とされた人々もいて、奴婢は奴婢以外の人との結婚が禁止され、その子どもも奴婢にされ、売買されることもありました。</p> <p>都のにぎわいを支える地方の人々の生活はとても厳しいもので、重い税の負担に耐えかねて、豪族や大寺院のもとへ逃げ出す人もいました。平城京に都が移ってしばらく経ったころ、病気によって平城京の多くの人々が亡くなり全国各地で災害や氾濫が起こるなど、社会全体に不安が広がっていました。</p> <p><b>[班田収授法による税が農民に大きくのしかかる]</b></p> <p>貧窮問答歌（万葉集）に貴族の山上憶良が貧しい農民の暮らしを詠んだ歌があります。「人並みに田畑を耕しても、寒いときに綿も入らない破れた麻の服を着ている。つぶれかけた家の中で、地面にわらを敷いている。かまどには煙も立たず、米を蒸す器には蜘蛛の巣がかかっている。それでも、ムチを持った里長がやってきては、税を出せとせめ立てる。鳥ならば逃げられるのに…。」</p>
平安時代	<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">差別される身分として固定化されておらず、流動的</span>  <span style="font-size: 1.5em; vertical-align: middle;">「河原者」と呼ばれた人々が活躍</span> </p>	<p>奈良時代は、病気や自然災害など、人の力が及ばない出来事に対して、人々の間に不安が広がったため、仏教への信仰が広まったのですね。重い税に苦しめられた農民は、どんな気持ちだったでしょうか。</p>  <p>貴族の暮らしは、年中行事が中心でした。今でも、毎年いろいろな行事が決まった日に行われますが、その中には、貴族が栄えた平安時代に盛んに行われたものがあります。</p> <p>例 正月行事、端午の節句、七夕、罪やケガレを祓い清める儀式（大祓い）</p> <p><b>[現在に垣間見る当時の思想]</b></p> <p>平安時代に、醍醐天皇の命令により編集され、927年に完成した「延喜式」という律令の施行細則があります。それには、人の死穢30日、産穢7日、六畜の死穢5日、産穢3日の謹慎が定めされました。当時の信仰的思想や宗教が社会にあった触穢（死穢、産穢などのケガレに触れる）に対する忌避意識と影響して触穢思想として広がったのでした。「延喜式」は、形式上、明治6年（1873年）、触穢の制の廃止まで存在しました。当時の人々は、福を招き、禍を除くことを目的に、祭りや祓、占い、呪いなどを重視し、庭造りにおいては、石や植木を配置するときの抛り所としていました。現在でも、六曜（大安、仏滅等）、恵方、鬼門などがこの時期の思想等と関連しています。</p> 
鎌倉時代		<p>平安時代の主な年中行事の中には、現代にも続いているものが多くありますね。豊かな暮らしをしていた貴族たちは、どんな考え方から、この年中行事を始めたのでしょうか。</p>

## 4 同和問題（部落問題）の歴史と授業のポイント

時代	支配・差別	教科書の内容で関連する部落史など
「南北朝時代」「室町時代」	世俗的差別 (社会から疎外)	<p>貴族や武士は、猿楽や田楽などの芸能を楽しみ、伝統芸能である能は、足利義満の保護を受けた観阿弥・世阿弥の父子によって大成されました。また、枯山水の代表的な庭園である龍安寺の石庭など、石や木を巧みに配置した庭園づくりには、河原者と呼ばれる当時厳しい差別を受けていた人々がもっていた優れた技術が生かされています。</p> <p><b>[当時の考え方と文化を担った人々]</b> 当時の人々は、地震や洪水、火山の噴火などの天変地異、死や病気、出産、犯罪、火事など通常の状態に変化をもたらす出来事に関わることを「ケガレ」として非常に恐れました。「ケガレ」を恐れる観念は、平安時代から強まり、日常の状態に戻したり、「ケガレ」の伝染を防いだりするなどの「ケガレ」を「キヨメ」る役割を担う人々（河原者）が必要とされていました。「河原者」と呼ばれた人々は、当初、「特別な人々」という「畏怖・畏敬」の対象とされていました。しかし、一方で、「キヨメ」る力を持つ者は異質な存在として、差別を受けるようになりました。彼らは井戸掘りや死んだ牛馬から皮をとつてなめすことも行っていました。それらの仕事は社会にとって必要であり、すばらしい文化を築いていました。河原者とよばれた人々の中からは、銀閣の庭園造りに影響を与えた善阿弥など、優れた文化の担い手も現れました。</p> <p><b>[当時の河原について]</b> 自然のままの広大な面積を有していて、「キヨメ」るための水があるところです。洪水により流れが変わる場所であり、人の支配が及ばない特別な場所であったと言われています。</p> <p><b>[河原に住む人々の仕事]</b> 都市の清掃、葬儀、町のキヨメ、死人や動物の死骸の片付け、牛馬の解体、皮革、芸能、井戸掘り、庭造りや土木工事などに従事し、靈力など魔術的な力をもつと考えられていました。</p> <p style="text-align: right;">【龍安寺 石庭】 </p>
「戦国時代」		<p><b>室町文化の学習において大切にしたいこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身分のうえで差別されていた人々が中世の時代に活躍していたことを押さえる。</li> <li>② 中学校においては、「ケガレ」意識と差別の関連を押さえ、差別の起りについて理解を深める。</li> </ul> <p>※ 繩文時代～室町時代までの同和問題につながる差別意識、差別の起りの視点を含め、支配と被支配の関係や身分による支配を理解しておくことが重要です。</p>
安土桃山時代	身分の固定化	<p>室町時代は、村に共同体の形成が始まり、異質な者に対する排除の意識、差別意識が強まっていたのですね。みなさんの中には、自分とは違う人に対するこのような意識はないでしょうか。</p> <p>検地と刀狩によって、武士と、百姓・町人（商人や職人）という身分が区別され、武士と町人は城下町に住み、百姓は農村や山村、漁村で農業や林業、漁業などに専念するようになりました。武士と百姓を区別する兵農分離が進められ、武士が強い支配権をふるう近世社会の基礎が築かれました。</p>

時代	支配・差別	教科書の内容で関連する部落史など
江戸時代	差別が制度化	<p>豊臣秀吉の時代にできあがった身分は、江戸時代になるとさらに整えられ、武士と百姓、町人とに大きく分かれ、江戸や大名の城下町には、武士と町人が集められました。民衆の中に、百姓や町人とは別に、被差別身分の人々がいました。幕府や藩は、百姓や町人と被差別身分の人々との交流を制限しました。さらに、被差別身分の人々の住む場所や職業を制限したり生活を規制したりするなどしたため、彼らに対する差別意識が強まりました。</p> <p><b>[被差別身分の人々の仕事と負わされた役目]</b></p> <p>被差別身分の人々の多くは、田畠を耕し年貢を納めていましたが、これまで行なってきた死牛馬の解体や皮革業、雪駄などの手工業、井戸掘り、慶祝や芸能関係、清掃や送葬など、様々な仕事に従事していました。</p> <p>江戸時代には、それぞれの身分ごとに職業の他に役目（武士：軍役、百姓：夫役など）を負わされました。被差別身分の人々には、行刑役といって、犯罪人の捜査、逮捕、刑の執行などがありました。犯罪人の捜査、逮捕は、専ら危険な役目であり、刑の執行は、人々の憎悪、反感が向けられる役目でした。</p> <p>このような役目が更に差別を助長したと考えられています。</p>  <p>太鼓づくりと 甲冑づくり ⇒高度な技術が必要</p>  <p>伝島津忠義所用甲冑 (高槻市立しづか歴史館蔵)</p>  <p>井戸掘り ⇒危険で難しい仕事</p>  <p>三脚櫓を用いた 金棒掘り (地理図説稿 伊予国新居郡 愛媛県立図書館蔵)</p>
	政治的差別 世俗的差別（社会から排除）	

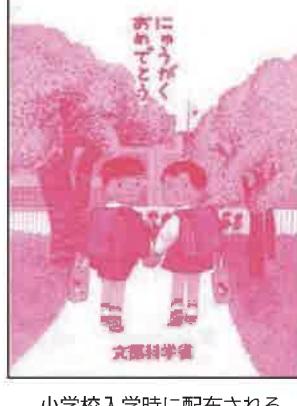
## 4 同和問題（部落問題）の歴史と授業のポイント

時代	支配・差別	教科書の内容で関連する部落史など																											
江戸時代	政治的差別 世俗的差別	<p>被差別身分の人々は、様々な仕事と役目に従事しながら、高い技術や知識で社会を支えました。その一つに、近代医学の発展を支えた解剖（腑分け）があります。蘭学の影響を受けた杉田玄白らが1774年に「解体新書」を出版し、近代医学の発展の基礎をつくりました。その背景には、玄白らが初めて人体の内部を見ることになった解剖（腑分け）において、実際に執刀した被差別身分の人の優れた技術と知識が存在したのです。</p> <p><b>蘭学事始より一部抜粋</b></p> <p>&lt;原文&gt;</p> <p>帰路は、良沢、淳庵と、翁と、三人同行なり。途中にて語り合ひしは、さてさて今日の実験、一々驚き入る。且つこれまで心付かざるは恥づべきことなり。いやしくも医の業を以て互ひに主君に仕ふる身にして、その術の基本とすべき吾人の形態の真形をも知らず、今まで一日一日とこの業を勤め來りしは面白もなき次第なり。なにとぞ、この実験に基づき、大凡にも身体の真理を弁へて医をなさば、この業を以て天地間に身を立てるの申証もあるべしと、共々嘆息せり。良沢もげに尤も千万、同情のことなりと感じぬ。</p> <p>&lt;口語訳&gt;</p> <p>帰路は、良沢、淳庵と私と、三人である。途中で語り合いながら、さてさて今日の実験には全く驚いた。これまで気付かなかつたことは恥ずかしい。いやしくも医師として主君に仕える身で、その医術の基本である人間の内部の本当の姿を知らず、今まで毎日この仕事を勤めて来たのは面白ない。どうか今日のこの実験に基づき、大体でも身体の真理を知って医療を行えば、この仕事で身を立てる理由も立つだろうと、共々深く思った。良沢も全くその通りで自分も同感と感じた。</p> <p><b>江戸時代の文化の学習において大切にしたいこと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中世の時代などに学習した被差別身分の人々の知識や技術等を想起させる。</li> <li>② 杉田玄白らが「腑分け」を通して医者としての意識がどのように変わったかを「蘭学事始」を活用して考える。</li> </ul> <p>江戸時代後期には、飢饉の発生とともに、百姓一揆や打ち壊しが続発しました。幕府や藩は、身分のきまりを更に厳しくして引き締めを図りました。岡山藩では、1855年、領内に29か条の儉約令を出し、その中には、被差別身分の人々にだけ渋や藍で染めた無地の木綿以外の着物の着用を禁止するなどの他の百姓と別扱いをする命令がありました。この不合理な命令に対して、藩内の被差別身分の人々は団結して一揆に立ち上がり、領内53か村が嘆願書を出すなどして、この命令を取り下げさせています（渋染一揆）。強訴に立ち上がった人々に対し、その道中、彼らの勇気と行動を讃え、水の差し入れを行った百姓もいました。</p> <p><b>[増える被差別部落の人口]</b></p> <table border="1"> <caption>Estimated data for the graph</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>ある村の被差別部落 (指数)</th> <th>ある村の本村 (指数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1740</td><td>100</td><td>100</td></tr> <tr><td>1750</td><td>150</td><td>120</td></tr> <tr><td>1760</td><td>120</td><td>130</td></tr> <tr><td>1770</td><td>150</td><td>110</td></tr> <tr><td>1780</td><td>180</td><td>100</td></tr> <tr><td>1790</td><td>250</td><td>90</td></tr> <tr><td>1800</td><td>350</td><td>80</td></tr> <tr><td>1810</td><td>400</td><td>70</td></tr> </tbody> </table> <p>左のグラフは、ある村の被差別部落と本村の人口の変化を示したものです。江戸時代後期には大きな飢饉も起こっていますが、被差別部落の人口は増加し続けています。様々な仕事に従事してきた被差別部落の人々の経済力と、差別の中を生きていこうとする相互扶助等がその背景にあったことを意味しています。本村では、生活があまりにも厳しかったため、新しい命を奪ったり、本村を離れて被差別部落に移り住んだりした人々もいたのです。</p>	年	ある村の被差別部落 (指数)	ある村の本村 (指数)	1740	100	100	1750	150	120	1760	120	130	1770	150	110	1780	180	100	1790	250	90	1800	350	80	1810	400	70
年	ある村の被差別部落 (指数)	ある村の本村 (指数)																											
1740	100	100																											
1750	150	120																											
1760	120	130																											
1770	150	110																											
1780	180	100																											
1790	250	90																											
1800	350	80																											
1810	400	70																											

時代	差別・運動	教科書の内容で関連する部落史など
明治時代	<p style="text-align: center;">政治的差別</p> <p style="text-align: center;">「差別」と「貧困」の状況の深刻化</p> <p style="text-align: center;">部落差別に対する動き</p>	<p>幕府や藩による差別政策や強まっていく差別意識の中でも、被差別身分の人々は支え合いながらこの時代を生き抜いてきました。</p> <p><b>江戸時代の渋染一揆の学習において大切にしたいこと</b></p> <p>① 岡山藩内の被差別身分の人々が話し合いを重ね、強訴に立ち上がる勇気や団結力にも焦点を当てる。      ② 強訴という決死の行動に対して、水を差し入れた百姓たちがいたこともふれ、差別をしない生き方に共感させる。</p> <p>被差別身分の人の解剖技術が生かされて、その後の医学が発展したのですね。渋染一揆では、被差別身分の人々が立ち上がり団結し、差別撤廃を求めました。渋染一揆は、なぜ成功したのでしょうか。</p>  <p>明治時代になると、新政府は天皇の下に国民を一つにまとめようと、皇族以外は全て平等であるとし、公家と大名を華族、武士を士族、百姓や町人を平民と改めました。また、平民が名字を名乗ることを許し、異なる身分どうしの結婚や、職業選択、居住などの自由も認めました。</p> <p>明治4(1871)年には、被差別身分の人々に関して、呼び名を廃止し、身分や職業も平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」または「賤称廃止令」）が出されました。しかし、被差別身分の人々は、それまで認められていた職業上の権利を失うなど、生活が苦しくなるとともに、実際には、この後も、職業、結婚、住む場所などの面で社会的な差別が根強く残りました。</p> <p>一方では、「解放令」をよりどころにしながら、山林や用水の利用や、祭礼への参加などの権利を要求するなど、差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地で起こりました。</p> <p><b>「解放令」に反対する人々】</b></p> <p>これまでの差別政策の下で暮らしてきた農民たちにとって、蔑視してきた被差別部落の人々と同じ扱いをされることへの不満は強く、ある村では、「解放令」が日延べされました。襲撃されたり、放火されたりする被差別部落もありました。また、西日本では、「解放令反対一揆」が引き起こされ、根強い差別意識の存在が分かります。</p> <p>明治時代になり、「解放令」が出されましたら、差別は解消されず続きました。差別された人々と差別した人々の姿から、差別をなくすために、どんなことが必要か考えてみましょう。</p>  <p><b>明治時代の解放令の学習において大切にしたいこと</b></p> <p>① 解放令が出されたことで被差別部落が貧困の状況に陥ったことを押さえる。      ② 被差別部落の貧困化が更に差別や偏見を生み、今日の同和問題（部落問題）の始まりとなったことを押さえる。      ※ [増える被差別部落の人口](P.21)にある被差別部落の生産活動や経済力にも着目し、被差別部落を貧困と差別の深刻化に陥らせた社会情勢を押さえることが大切です。</p>

## 4 同和問題（部落問題）の歴史と授業のポイント

時代	差別・運動	教科書の内容で関連する部落史など
大正時代	部落差別をなくす運動 世俗的差別	<p>明治時代から大正時代にかけて、自由民権運動や社会運動の高まりとともに、女性の地位向上をめざす運動も進められ、それまで男性より低く見られ、差別されてきた女性たちは、平塚らいてうや市川房枝などを中心に、選挙権などの権利の獲得、女性や母親の権利を守ることを訴えました。</p> <p>また、明治に入つて身分制度が改められてからも、就職や結婚などで差別され苦しめられてきた被差別身分の人々は、政府にたよらず、自力で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）を進めました。大正 11(1922)年に京都で全国水平社創立大会が開催され、運動は全国に広がっていきました。</p> <p> 柏原水平社荊冠旗 (水平社博物館 蔵)</p> <p>[「水平社」の名称の意味] ~阪本清一郎の証言から~ 西光万吉（「水平社」結成の中心人物）の幼なじみである阪本清一郎は、「あらゆる尺度というものは人間が作った。そしてその尺度によっていろいろな差が出てくる。絶対に差のできないものは水平である。平等を表現するのは水平ということば以外にはない。」「人間は平等でなければならない。今の平等は平等ではない。公平であるかどうかということを見るにはいろんな尺度がある。しかしどんな計器をもってきてもそれに勝るのが、水の平らかさである、それ以上の尺度はない。」と、平等を表現するのは「水平」以外には考えられないとして「水平社」と名付けました。</p> <p>「解放令」が出されても差別が残されたまま大正時代になり、差別されてきた人々は団結し、人間の尊厳を守るために立ち上がったのです。「水平社宣言」を読んで、当時の人々の思いと自分の思いの重なるところを見つけ、差別をなくす行動について考えてみましょう。</p> <p>大正時代の全国水平社の学習において大切にしたいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全国水平社結成に寄せる被差別部落の人々の思いに迫る。</li> <li>② 水平社運動がめざした社会づくりについて「水平社宣言」を通して考える。</li> </ul> <p>※ 水平社運動が差別をなくす運動として引き継がれ、同和対策事業の推進につながったことを理解することが大切です。</p>
昭和時代	心理的差別・実態的差別 同和対策事業	<p>水平社運動は全国に広がつていったものの、経済的な状況や生活環境など実態的差別の解消には課題が残り、心理的差別も残存しました。貧困のために学ぶことができない被差別部落の子どもたちもたくさんいました。</p> <p>そして戦争への道を歩き出した時代の流れの中で水平社運動も停滞していました。</p> <p>戦争が終わり、昭和 22(1947)年に日本国憲法が施行されました。憲法の中には、三大原則の一つとして「基本的人権の尊重」が謳われ、人権の大切さが明記されています。</p> <p>第二次世界大戦後の国際社会では、一国内だけでなく、国際的に人権を保障する動きが本格的に進みました。1945年に採択された国際連合憲章に人権の尊重が明記され、1948年には国連総会で世界人権宣言が採択されました。その後も人権保障に関する様々な条約が結ばれています。</p> <p>部落差別の撤廃に向けて、昭和 40(1965)年に国の同和対策審議会の答申がなされ、特別措置法に基づく対策事業が行われました。被差別部落の生活環境はもとより、就労や進学など様々な面に存在した格差の改善が図られました。</p>

時代	差別・運動	教科書の内容で関連する部落史など
平成時代	部落差別をなくす運動 心理的差別・実態的差別	<p>教育の現場では、厳しい生活状況の中で、学校へ行きたくても行くことができない子どもたちの存在がありました。関係する保護者や教職員は、子どもたちの置かれた状況を変えるために、義務教育における教科書無償給与制度への確立運動や就職差別撤廃をめざした「全国高等学校統一用紙」の制定など、様々な取組を進めました。これらの活動は、全ての子どもの就学・就職の機会を保障することにつながってきています。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>小学校入学時に配布される 教科書の袋と裏面にある文章</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">保護者の皆様へ</p> <p>お子様の御入学おめでとうございます。 この教科書は義務教育の児童・生徒に対し、国が無償で配布しているものです。この教科書の義務教育無償化制度は、憲法に掲げる義務教育の精神をより広く実現するものとして、年に貢献してほしいとの思いで教科書を無償化する制度です。この制度によって、その負担をほんの少しだけ減らすことができます。書類を大げさに使った意義書類を手にする機会に、使う願いをそのままお伝えください。</p> <p style="text-align: right;"><a href="http://www.mext.go.jp">http://www.mext.go.jp</a></p> </div> <p>その後、国においては平成 12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策の策定・実施の責務が規定されました。これを受け、平成 14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた人権教育や啓発活動などが行われています。</p> <p>しかし、今もなお結婚や就職などの差別や、インターネット上の差別的な表現など、差別は解消されておらず、平成 28(2016)年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。部落差別撤廃の取組が引き続き進められています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>日本国憲法の下で基本的人権の尊重と個人の尊重が謳われる中、未だに部落差別をはじめとする様々な差別問題が生じているのはなぜでしょうか。自分の行動と照らし合わせて、どうしたら差別をなくすことができるのか、考えてみましょう。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>学習全体を通して大切にしたいこと</b></p> <p>児童生徒が、現在の差別の状況等まで考えを広げ、部落問題について「今でも被差別部落はあるのですか。」「この校区に被差別部落があるのですか。」などの具体的な質問をしてくることが予想されます。</p> <p>その際は、「なぜ、そのことを知りたいのか。」という質問の背景を把握し、「被差別部落がどこにあるのかを聞くこと自体が差別である。部落差別は、被差別部落があるから存在しているのではなく、部落差別をする周りの人たちがいるから、被差別部落がある。差別をなくすために、どんな行動をしたらいいのだろうか。」などと、これまでの学習状況や地域の実態に応じて丁寧に答えて、児童生徒の認識を高めるようにします。部落差別意識の現状等、児童生徒の実態に応じて、差別を助長しないように配慮することが極めて重要です。</p> </div>
令和時代		

# 5 同和問題（部落問題）と進路保障

## (1) 一人一人の自己実現のために～進路保障とは～

進路保障は、同和地区の子どもたちの教育と就職等における差別をなくし、これらの機会均等を保障することから始まりました。中でも、義務教育における教科書無償給与制度の確立や、就職差別撤廃をめざした「全国高等学校統一用紙」の制定などは、今日の進路保障の原点とも言える取組です。子どもたちの進路の実現を阻む差別等をなくすとともに、同和地区の子どもたちをはじめ、全ての子どもの確かな自己実現を図り、差別を乗り越え、差別をなくす力を高めることをめざす進路保障は、「同和教育の総和」と位置付けられています。

学校においては、このことを踏まえて、確かな学力を身に付けさせるとともに、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行なうようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養を図ることが大切です。

進路保障は、単に生徒の行き先を斡旋することではなく、一人一人の自己実現のために仲間と共に将来を思い描き、切り拓いていく力を育む取組です。

### 「高等学校学習指導要領」キャリア教育の充実（第1章総則第5款1(3)）

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

生徒に、学校で学ぶことと社会との接続を意識させることが重要です。



キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要です。その際、小・中・高等学校のつながりを考慮しつつ、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会の関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行うことが大切です。

また、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分に配慮する必要があります。



ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではありません。高等学校卒業後の社会的移行においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようになります。

### 高等学校における効果的なキャリア教育の在り方(例)



## (2) 「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ

「全国高等学校統一用紙」（通称：「統一応募用紙」）ができるまでは、会社が独自につくった就職応募用紙（通称：「社用紙」）を取り寄せ、それに記入して応募していました。その「社用紙」には、「本籍地」、「家族構成、家族の学歴及び職業・収入」、「思想・生活信条」など就職差別に関わる項目があり、それらを目の前にして、「どう書いたらいいのだろう」、「本当のことを書いたらどうなるのか」などと悩み、ペンが止まった子どもたちがいました。また、同和地区の子どもたちをはじめ、社会的・経済的に被差別状況にある子どもたちが排除される実態がありました。

このような子どもたちの厳しい状況に初めて気付いた教職員の取組から、「社用紙」を見直す運動が広がっていきました。近畿各府県では「近畿統一応募用紙」が制定され、その取組は、四国、九州へと波及していきました。そして、ついに昭和48（1973）年に「全国高等学校統一用紙」が、当時の労働省、文部省、全国高等学校長協会の協議により制定され、全国的に使用されるようになりました。

このように「統一応募用紙」には、差別をなくし、一人一人の進路を保障しようとする願いが込められています。その後、新規高卒者の求職時の採用選考に当たっては、応募する子どもたちの適性と能力に基づいて公正なものとなるように様々なシステムがつくられていきました。これらの取組は、同和地区的子どもたちはもとより、全ての子どもの進路を確かに保障していく上で、非常に大きな力となっていました。「統一応募用紙」は、応募者の人権への配慮や、人権に関わる社会の変化や市民の意識等を踏まえ、何度も改定され、その趣旨は、市販の履歴書にも生かされています。

「社用紙」から「統一応募用紙」へ	
昭和46年	「近畿統一応募用紙」制定 (1971)
	→ 九州・中国・四国各県へ
昭和48年	「全国高等学校統一用紙」制定 ※ 当時の文部省・労働省、全国高等学校長協会により
平成8年	改訂 「本籍」、「家族」、保護者氏名欄 (1996) の「本人との続柄」及び「年齢」、 「胸囲」、「色覚」削除
平成17年	改訂 「保護者氏名欄」削除 (2005) 「所属クラブ等欄」変更 → 「校内外の諸活動欄」

### 公正な採用選考について

昭和50（1975）年、全国の同和地区の所在を記した図書（通称：「部落地名総監」）を多くの企業が購入していたという事実が発覚し、大きな社会問題となりました。このことを機に、当時の労働省は「企業内同和問題研修推進員制度（現：公正採用選考人権啓発推進員制度）」を導入し、公正な採用選考への取組を始めました。

県教育委員会は事業主に対し、高等学校等卒業予定者の就職において、応募者等の基本的人権に十分配慮した公正な採用選考が行われるよう、次のこと等をお願いしています。

- 採用選考の過程において、学校からの応募書類以外に、応募生徒に対し直接、社用紙を送付したり、面接時に配布して記入させたりすることがないようにすること。
- 身元調査、家庭調査は、就職差別につながるので行わないこと。
- 「私の生き立ち」、「私の家族」、「父母を語る」等、家庭や生活環境等にかかわる課題など、就職差別につながる作文は出題しないようにすること。  
面接に際しても、就職差別につながる事柄についての質問は行わないこと。

「統一応募用紙」制定の精神が、現在でも大切に受け継がれています。



## 「採用選考時に配慮すべき事項」～就職差別につながるおそれがある14事項～

## 【本人に責任のない事項の把握】

- 「本籍・出生地」に関すること  
(職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など)
- 「家族」に関すること
- 「住宅状況」に関すること  
(間取り・部屋数・住宅の種類・隣の施設など)
- 「生活環境・家庭環境など」に関すること

## 【採用選考の方法】

- 「身元調査など」の実施
- 「本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- 「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

## 【本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握】

- 「宗教」に関すること
- 「支持政党」に関すること
- 「人生観・生活信条など」に関すること
- 「尊敬する人物」に関すること

- 「思想」に関すること
- 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関すること
- 「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

※厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「公正な採用選考をめざして」から

## 面接時における不適切な質問の事例

**事例1** Aさんは、「あなたの本籍は。」「どのあたりに住んでいますか。」「家は持ち家ですか。」などの質問をされた。

- このような質問は、特定地域の応募者が排除されるおそれがあるとともに、応募者に責任のない事項、就職に関しての本人の適性・能力に全く関係しない事項を質問していることがあります。

**事例2** Bさんは、「家族は御両親だけですか。他に兄弟は。」「お父さんの職業は何ですか。」「お母さんはいないの。」などの質問をされた。

- 家族構成や家族の職業などの事項を聞くことは、本人だけでなくその家族の基本的人権をも侵すおそれがあります。また、受験者が企業の人権に対する姿勢に疑問を持ち、内定を辞退するという事例も見受けられ、企業の信頼を損なう場合があります。

**事例3** Cさんは、「何か宗教に入っていますか。」「愛読書を教えてください。」「新聞は何新聞を読んでいますか。」「あなたの生活信条は何ですか。」などの質問をされた。

- 思想・信条や宗教、支持政党などに関する個人情報は、「信教の自由、思想・信条の自由」などで憲法で保障されている個人の自由に属する事柄です。思想・信条などの個人情報を採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことになりかねません。この他、人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項等についての個人情報も収集してはならないことになっています（特別な職業上の必要性と業務の目的の達成のために必要不可欠であることについて個人情報を収集する場合は、その収集目的を事前に本人に示す必要があります。）。

**事例4** 女子生徒のみに次のような質問があった。

「結婚したらどうしますか。」「結婚後も勤めますか。」

- 結婚などについて、女性のみに一定の質問をすることや女性であることを理由に採否を決定することは、男女雇用機会均等法に反するものです。

## 他に次のような質問も行わない（一部）。

- 過去の病歴を教えてください。
- あなたの血液型を教えてください。
- あなたの生い立ちと尊敬する人物を教えてください。

※ 面接開始前、終了後の雑談や会話、アンケートと称する質問等においても同様です。

採用選考に当たっては、応募者の適性・能力を基準として行い、人権尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権が尊重されることが重要です。



### (3) 進路保障に係る学習指導例

一人一人の自己実現のためには、生徒が自己理解を深めるとともに、将来の在り方生き方を考え、主体的に進路を決定していかなければなりません。また、将来直面する可能性のある様々な課題にたくましく対応していく力を身に付ける必要があります。

各学校においては、以下の進路保障に係る【学習のねらいと指導上の留意点】を参考しながら、生徒の発達段階等に応じた取組を進めてください。

なお、学習指導案、資料、ワークシート例は、県ホームページに掲載しています。

#### 【学習のねらいと指導上の留意点】

タイトル	ねらい	指導上の留意点
「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ	職業選択の自由、勤労の権利を保障し、就職の機会均等を実現するため、「統一応募用紙」が制定された経緯や内容について理解を深め、自己の進路の決定が適正なものになるようとする。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「社用紙」の問題点について共通理解を図る。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人の適性や能力とは無関係であること</li><li>・ 本人の努力ではどうしようもないことを採用の条件にしていること 等</li></ul></li><li>○ 「統一応募用紙」は、本人の適性や能力が採用の基準になっていることに着目し、「統一応募用紙」を使用することの意義に気付かせる。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人以外の人に関わる欄がないこと</li><li>・ 志望動機の記入欄が大きいこと 等</li></ul></li></ul>
公正な採用選考とは…	採用選考試験等における差別につながるおそれのある事項について、不適切である根拠を正しく理解し、行動できる実践的な態度を身に付けさせる。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 質問内容の中に、本人の適性や能力とは無関係のものがあることに気付かせる。 ※ このような質問は基本的人権が侵害されていることを押さえる。</li><li>○ 面接においては、適性や能力などを見てもらうことが大切であることに気付かせる。</li><li>○ 実際の採用選考試験等で不適切な質問等があった場合の対応について理解させる。</li></ul>

これらの活動を通して、将来にわたって自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育むことが大切です。



【ワークシート例等 2次元コード】

ワークシート例等は、左記2次元コードからアクセスできます。



「『統一応募用紙』制定の精神に学ぶ」 ワークシート	指導上のポイント
<p>★ グループで話し合いましょう。</p> <p>◇ 「書く必要がない」と思われる項目とその理由</p>  <p>書く必要があるかないか、迷った項目についても話し合ってみよう。</p> <p>◇ 「社用紙」と「統一応募用紙」の違い</p> <p>★ 社用紙……</p> <p>★ 統一応募用紙……</p> <p>「統一応募用紙」の [ ] の記入欄が大きくなっているのは、本人の [ ] ・ [ ] が採用の基準になるように作られているからである。</p> <p>★ 学習したことを振り返りましょう。また、今後の自分の生き方にどのように生かしていくか考えましょう。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点に気付かせる。</li> <li>のことだけではなく、様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。</li> <li>「社用紙」の問題点(本人の適性や能力とは無関係である、本人の努力ではどうしようもないことを採用の条件にしているなど)についての共通理解を図る。</li> </ul> <p>※ 生徒を就職差別から守るために、「統一応募用紙」が制定されたことを押さえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「統一応募用紙」の内容が、本人の適性や能力のみを記載するようになっている(本人以外の人に関わる欄がない、志望動機の記入欄が大きいなど)ことに着目し、「統一応募用紙」を使用することの意義に気付かせる。</li> </ul>

「公正な採用選考とは…」 ワークシート	指導上のポイント																
<p>採用選考試験や入学者選抜試験などの面接の質問内容として、適切なものには○、不適切なものには×を付けましょう。</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">質問例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 当社(卒業)への取扱(進学)を希望した理由を教えてください。</td><td>○ 生活履歴は何ですか。</td></tr> <tr><td>② 本職はどこですか。</td><td>◎ 血液型を教えてください。</td></tr> <tr><td>③ 専徳する人物を教えてください。</td><td>◎ モールス信号を教えてください。</td></tr> <tr><td>④ お父さん(お母さん)の職業は何ですか。</td><td>◎ 高校生活がんばったことを教えてください。</td></tr> <tr><td>⑤ 児童虐待はありますか。</td><td>◎ 毎日新聞を読みますか。</td></tr> <tr><td>⑥ 営業の学科・科目はありますか。</td><td>◎ (女子生徒)に対して結婚相手を勧めますか。</td></tr> <tr><td>⑦ 雇用証を教えてください。</td><td>◎ 当社(高校)ではどのような仕事を(就業)したいですか。</td></tr> </tbody> </table> <p>★ グループで話し合いましょう。</p> <p>◇ どんな内容が不適切質問にあたるでしょう。 また、不適切だと思った理由についても記入しましょう。</p>  <p>◇ 公正な採用選考にあたって大切なことは何でしょう。</p>  <p>★ 学習したことを振り返りましょう。 採用選考や入学選抜時に不適切な質問やアンケート等があった場合の対応</p> <p>1 不適切な質問内容に対して、</p> <p style="text-align: right;">と伝える。</p> <p>2 受験後、学校に [ ] が必ず報告する。</p> <p>採用選考や入学選抜時における不適切な質問等に対しては、 [ ] ことが大切です。</p>	質問例		① 当社(卒業)への取扱(進学)を希望した理由を教えてください。	○ 生活履歴は何ですか。	② 本職はどこですか。	◎ 血液型を教えてください。	③ 専徳する人物を教えてください。	◎ モールス信号を教えてください。	④ お父さん(お母さん)の職業は何ですか。	◎ 高校生活がんばったことを教えてください。	⑤ 児童虐待はありますか。	◎ 毎日新聞を読みますか。	⑥ 営業の学科・科目はありますか。	◎ (女子生徒)に対して結婚相手を勧めますか。	⑦ 雇用証を教えてください。	◎ 当社(高校)ではどのような仕事を(就業)したいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>のことだけではなく、様々な状況に置かれている人を想像して考えさせる。</li> <li>質問内容の中に、本人の適性や能力とは無関係のものがあることに気付かせる。</li> </ul> <p>※ ①⑥⑩⑪⑭以外の質問は、基本的人権が侵害されていることを押さえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>面接においては、適性や能力を見てもらうことが大切であることに気付かせる。</li> <li>実際の採用選考試験等で不適切な質問等があった場合の対応について理解させる。</li> </ul> <p>※ 違反質問に対する取組は、単に自分の人権を守るためにだけのものではなく、就職差別撤廃に向けた社会全体の取組であることを押さえる。</p>
質問例																	
① 当社(卒業)への取扱(進学)を希望した理由を教えてください。	○ 生活履歴は何ですか。																
② 本職はどこですか。	◎ 血液型を教えてください。																
③ 専徳する人物を教えてください。	◎ モールス信号を教えてください。																
④ お父さん(お母さん)の職業は何ですか。	◎ 高校生活がんばったことを教えてください。																
⑤ 児童虐待はありますか。	◎ 毎日新聞を読みますか。																
⑥ 営業の学科・科目はありますか。	◎ (女子生徒)に対して結婚相手を勧めますか。																
⑦ 雇用証を教えてください。	◎ 当社(高校)ではどのような仕事を(就業)したいですか。																

# 人の世に熱あれ、人間に光あれ

「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」というこの言葉は、今から約100年前の大正11(1922)年3月3日、京都市公会堂（岡崎公会堂）で開かれた全国水平社創立大会で読み上げられた「水平社宣言」の最後の一節です。いわれなき差別からの解放を熱望し、これから始まる水平社運動への期待とともに全国各地から結集した多くの人々の思いや願いを感じ取り、部落差別の解消に向けて、今を生きる私たちに何ができるのか考えてみましょう。

## 燕会(つばめかい)

燕会は、大正9(1920)年5月15日に結成されました。全国水平社の創立者である阪本清一郎、西光万吉、駒井喜作らを中心とする青年を中心に、奈良県の柏原（現在の御所市柏原）で結成された自主団体です。

燕会の名称は、燕のように自由にどこへでも羽ばたいていけるようにという願いから名付けられ、低利金融、消費組合活動、団体旅行、夜話及び講演会などの活動を行っていました。

大正10(1921)年、阪本清一郎や西光万吉、駒井喜作は、燕会の青年らと水平社創立事務所を立ち上げ、部落差別撤廃のための新たな運動として、全国水平社の創立を計画しました。準備を進める中、米田富、京都の南梅吉や桜田規矩三もこの運動に加わり、全国水平社創立の動きが具体化されていきました。



燕会の人々

(水平社博物館 藏)

## 「全国水平社」創立に向けて

「よき日のために」は、水平社創立趣意書として燕会が発行したパンフレットです。この中で、大正11(1922)年春の創立大会への参加を呼び掛けています。奥付に記載されている発行所は、いずれも「水平社創立事務所」ですが、発行人は、「駒井喜作」にはじまり、「燕会同人」、「水平社創立発起者」と変わっています。

このことは、個人から地域の団体、地域の団体から全国規模の団体へと広がっていったことを示しています。

右の写真は、全国水平社創立大会当日に撮影された創立者たちの写真です。

左から平野小剣、米田富、南梅吉、駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、桜田規矩三です。



よき日のために

(水平社博物館 藏)



全国水平社の創立者たち

(水平社博物館 藏)

## 全国水平社創立大会

大正11(1922)年3月3日、会場となった京都市公会堂には午前中から多くの参加者が集い、開始を促す拍手が響いていました。

いよいよ午後1時、南梅吉が「部落問題は部落民自らの覚醒努力によって解決すべきものである故に虐げられたる人々のみの団体水平社を組織した」と開会の辞を述べ、人間の尊厳と平等を求める全国水平社創立大会の幕が切って落とされました。

創立大会では、人間の尊厳を高らかに謳った宣言が読み上げられ、被差別部落の人々による部落解放への力強い一步が踏み出されました。駒井喜作が宣言を読み上げると、会場の人々は涙し、駒井自身も途中で何度も絶句しながら読み終えました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」と結ぶ水平社宣言は、日本で最初の人権宣言と呼ばれています。

水平社運動は全国に広がり、各地で地方水平社が次々と結成されました。

九州では、大正12(1923)年に全九州水平社も創立されました。

昭和17(1942)年1月20日、全国水平社は、太平洋戦争の影響から消滅しましたが、部落解放への先人たちの熱い思いは、多くの人々に受け継がれています。



全国水平社第3回大会

(水平社博物館 藏)

## 山田孝野次郎少年

創立大会では少年少女も参加し、少年代表として当時16歳の山田孝野次郎が演説を行いました。後に山田孝野次郎らが中心となって「少年少女水平社」が設立されました。

壇上にそのかわいらしい姿を現すと、堂々として大人にも負けないくらいの態度で話を始めました。

「わたしは役所の役人様や学校の先生の演説や話を聞きました。それらの人々は口をそろえて人間の平等が必要だと叫びます。人と人との差別は不合理であると言います。そして、いかにもそのことを理解しているように、差別的感情などこれっぽっちもないかのように言われますが、いったん教壇に立った先生の瞳はなんと冷たいものでしょう。」

少年の目には涙がにじみました。そして、力で押さえ付けられたり、人から蔑まされたり、仲間外れにされたことについて話をしていると、その小さな胸がいっぱいになったのでしょうか。つい思わず、涙を溢れさせながら訴えました。場内のあちこちでむせび泣く声が聞こえ、壇上のみんなはその場にいたたまれなくなって、事務室に走り込んで手を取り合つて泣き出しました。

少年は、最後に大きな声で叫びました。

「今、わたしたちは泣いているときではありません。大人も子どももいっせいに立ち上がって、この嘆きの原因を打ち破り、光り輝く新しい世の中にしてください。」

場内からの割れんばかりの拍手を浴びながら、少年は壇を下りました。



山田孝野次郎少年

(水平社博物館 藏)

人の世に熱あれ  
人間に光あれ

だんこくにさんざいする吾が特殊部落民よ團結せよ。

宣  
言

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々とによつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、大等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵むかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を堕落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちに、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その

荊冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、どんなに冷たいか、人間を勵む事が何であるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた人の世に熱あれ、人間に光あれ。

水  
平  
社

【この文章は、職員研修用の資料として読みやすいように表記しています。】

**【水平社宣言の解釈例】（あくまでも解釈の一例です。）**

社会から排除されて、苦しめられてきた全国の仲間たちよ、團結するのだ。

長い間、痛め付けられてきた吾々は、この五十年間に、多くの方法と人々によって行われてきた吾々のためにという運動が、心からよかつたと思える効果をもたらさなかつたことを知っている。これらの事実は全て、吾々や周りの人たちによつて、人間の尊さが踏みにじられてきたことへの罰だったので。そして、同情とあわれみにより親切にするかのような運動は、眞に人を尊重し大切にしているのではなく、かえつて多くの仲間たちをだめにしてきたのだ。今こそ、吾々が全ての人々を尊敬することによって、自分たちの力で差別から解き放たれる運動を多くの人たちと始めることは、むしろ当然のことである。

仲間たちよ、吾々の祖先は、のどがかわいた人がひたすら水を求めるように、自由と平等を心から願い実行してきた。そして、支配のための差別政策の中でも、難しい仕事を続け、社会を支える様々な役割を担ってきた。身も心も引きさかれるような厳しい差別の中にあっても、人間としての誇りを失うことはなかったのだ。そして、吾々は、熱く流れる人間の血を受け継いで、眞に平等な社会をつくる時代に生まれたのだ。犠牲者であった吾々が、差別される立場をはね返すときがきた。頭上に輝く、「荊(いばら)の冠(かんむり)」を祝福されるときがきたのだ。

吾々が、被差別の側で嘗み、生き抜いてきたことを、誇りに思うときがきた。

吾々は、絶対に自らの価値を下げる言葉や臆病な行動で祖先に恥をかかせたり、人間の尊さを踏みにじったりしてはならない。人の世の冷たさが、どれほど冷たく、命をも奪う差別や排除がどのようなことを身をもつて知つている吾々は、人間として生きる情熱と希望を心の底から求めてやまず、その熱と光をほめたたえるのである。

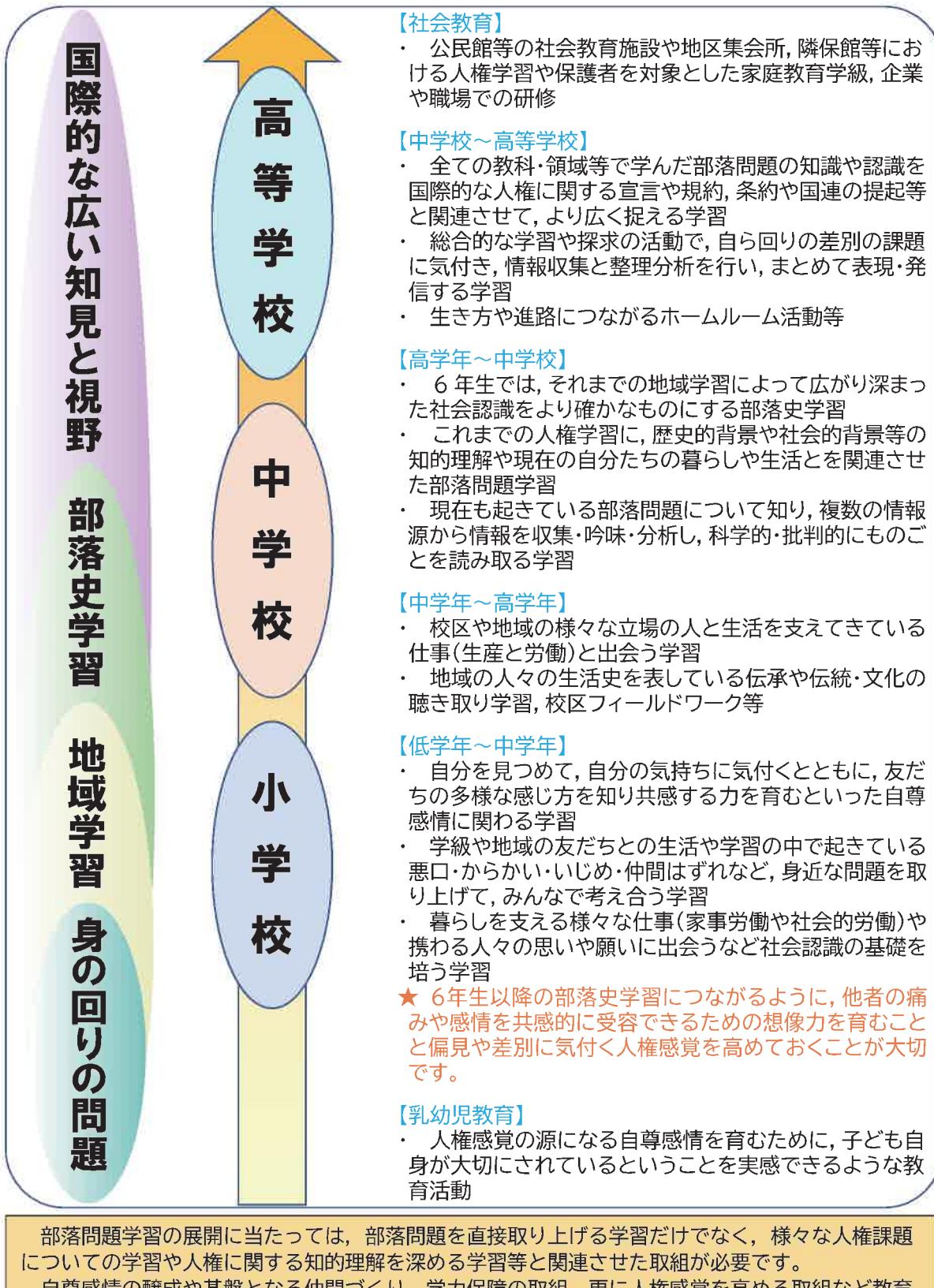
水平社は、このような思いを込めて生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

この宣言の中には「特殊部落」「エタ」という言葉がありますが、これらの言葉は、当初から差別用語であり、本来は使われるべき用語ではありません。水平社創立大会における宣言においては、被差別の立場にある人々が、部落解放・人間解放という高い理想を掲げて運動を進めるということを宣言する意味合いにおいて、あえて使っているということと、これらの言葉に込められた深い思いや願いを理解することが大切です。したがって、水平社宣言文について、授業で取り扱う場合には、十分に配慮する必要があります。

# 人権が尊重される社会の実現をめざして

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要です。



## 人権に関する主な週間や記念日等



学校においては、各人権課題に関する主な週間や記念日等を研修計画や指導計画、学校だより等に記載し、人権課題と関連付けて研修や指導、啓発に取り組みましょう。

4月	・いじめ問題を考える週間（鹿児島県）	10月	・国際高齢者デー（10月1日） ・犯罪被害者支援の日（10月3日）
5月	・児童福祉週間（5月5日～11日）		
6月	・ハンセン病問題を正しく理解する週間 (6月22日を含む日曜日から1週間) ・男女共同参画週間〈国〉（6月23日～29日）	11月	・児童虐待防止推進月間 ・鹿児島レッドリボン月間（11月16日～12月15日） ・犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）
7月	・男女共同参画週間〈鹿児島県〉（7月25日～31日）		・世界エイズデー（12月1日）
8月	・人権同和問題啓発強調月間〈鹿児島県〉 ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 (夏休み期間明けの前後)	12月	・障害者週間（12月3日～19日） ・人権週間（12月4日～10日） ・人権デー（12月10日） ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）
9月	・老人週間（9月15日～21日） ・いじめ問題を考える週間（鹿児島県）	3月	・国際女性デー（3月8日）

### 【参考・引用文献】

- 森 実：「知っていますか？同和教育 問一答 第2版」解放出版社 2004
- 奥田 均：「『同対審』答申を読む」解放出版社 2015、「部落差別解消推進法を学ぶ」解放出版社 2019
- 稲垣有一・寺木伸明・中尾健次：「部落史をどう教えるか 第2版」解放出版社 2000
- 外川正明：「部落史に学ぶ」解放出版社 2001、「部落史に学ぶ2」解放出版社 2006
- 上杉 聰：「これでわかった！部落の歴史」解放出版社 2004、「これでなっとく！部落の歴史」解放出版社 2010
- 部落問題学習ネタつくろう会 編：「部落問題学習の授業ネタ」解放出版社 2009、「部落問題学習の授業ネタ2」解放出版社 2018
- ひょうご部落解放・人権研究所 編：「はじめてみよう！これから部落問題学習」解放出版社 2017
- 大阪府人権教育研究協議会 編：「部落問題学習実践・授業プラン集 まち ひと くらし Vol.4」解放出版社 2021
- 福田雅子：「証言・全国水平社」日本放送出版協会 1985
- 中村拡三：「解放教育教科書 ①部落の歴史と現状」明治図書 1977
- 「(仮称)水平社歴史館」建設委員会 編：「図説 水平社運動」解放出版社 1996
- 水平社博物館 編：「水平社博物館展示総合図録」水平社博物館 1999
- 部落解放同盟中央本部 編：「写真記録 全国水平社」解放出版社 2002、「写真記録 部落解放運動史 全国水平社創立100年」解放出版社 2022
- 解放出版社 編：「部落解放831号12特集『識字・水平社100年宣言』をめざして」解放出版社 2022
- 文部科学省：総則編「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」平成30年3月
- 小学校社会科、中学校社会科検定教科書及び指導書

### 【画像資料提供】

- 柏原水平社荘冠旗、全国水平社の創立者たち、燕会の人々、「よき日のために」、全国水平社第3回大会、山川孝野次郎少年（公益財団法人 奈良人権文化財団 水平社博物館 藏）
- 申胄（高槻市教育委員会 教育管理部 文化財課 しろあと歴史館 藏）
- 三脚橋を用いた金棒掘り（地理図誌稿 伊予国新居郡 愛媛県立図書館 藏）



所 属	名 前
-----	-----